

群馬県新型インフルエンザ等対策行動計画

平成25年12月
(令和3年7月 一部改定)

I. はじめに	
1. 新型インフルエンザとは	3
2. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	3
3. 取組の経緯	3
4. 群馬県行動計画の作成	5
II. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	
1. 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	6
2. 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方	7
3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	9
4. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定	10
5. 対策推進のための役割分担	12
6. 行動計画の主要6項目	14
(1) 実施体制	14
(2) サーベイランス・情報収集	21
(3) 情報提供・共有	22
(4) 予防・まん延防止	24
(5) 医療	29
(6) 国民生活及び国民経済の安定の確保	32
7. 発生段階	32
III. 各段階における対策	
未発生期	
(1) 実施体制	35
(2) サーベイランス・情報収集	36
(3) 情報提供・共有	37
(4) 予防・まん延防止	39
(5) 医療	40
(6) 国民生活及び国民経済の安定の確保	43
海外発生期	
(1) 実施体制	45
(2) サーベイランス・情報収集	46
(3) 情報提供・共有	47
(4) 予防・まん延防止	48
(5) 医療	49
(6) 国民生活及び国民経済の安定の確保	51

国内発生早期

(1) 実施体制	52
(2) サーベイランス・情報収集	54
(3) 情報提供・共有	56
(4) 予防・まん延防止	57
(5) 医療	59
(6) 国民生活及び国民経済の安定の確保	62

国内感染期

(1) 実施体制	66
(2) サーベイランス・情報収集	67
(3) 情報提供・共有	68
(4) 予防・まん延防止	69
(5) 医療	72
(6) 国民生活及び国民経済の安定の確保	75

小康期

(1) 実施体制	79
(2) サーベイランス・情報収集	80
(3) 情報提供・共有	80
(4) 予防・まん延防止	81
(5) 医療	81
(6) 国民生活及び国民経済の安定の確保	82

(別添1) 用語解説	83
------------	----

(別添2) 特定接種の対象となり得る業種・職務について	88
-----------------------------	----

I. はじめに

1. 新型インフルエンザとは

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

新型インフルエンザの発生を阻止することは不可能であり、発生時期を正確に予知することも困難である。また、発生した場合には、交通手段の発達した現代では、非常に短期間で世界的大流行となる可能性が高いことを踏まえると、発生前の現段階から対策を推進する必要がある。

2. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

特措法の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである。

- ・ 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- ・ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

3. 取組の経緯

新型インフルエンザは、およそ10年から40年の周期で発生している。20世紀では、1918年（大正7年）に発生したスペインインフルエンザの大流行が最大で、世界中で約4千万人が死亡したと推定されており、我が国でも約39万人が死亡したとされている。また、1957年（昭和32年）にはアジアインフルエンザ、1968年（昭和43年）には香港インフルエンザがそれぞれ発生しており、医療提供機能の低下をはじめ、社会機能や経済活動における様々な混乱が記録されている。

近年、東南アジアなどを中心に鳥の間で高病原性の鳥インフルエンザ（H5N1）が流行しており、このインフルエンザウイルスが人に感染し、死亡する例も報告されている。このような鳥インフルエンザ（H5N1）のウイルスが変異することにより、人から人へ効率よく感染する能力を獲得して強い病原性を示す新型インフルエンザが発生することが懸念されている。

このため、本県では、2005年（平成17年）12月、新型インフルエンザ対策を迅速かつ確実に講じるため、国の新型インフルエンザ対策行動計画に準じて、「群馬県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、2006年（平成18年）に部分的な改定を行った。

2008年（平成20年）2月には知事を本部長とする「群馬県新型インフルエンザ対策本部」を設置し、全庁的な取組を実施してきた。国が行動計画等の抜本的な改定を行ったことをうけ、2009年（平成21年）5月に本県の行動計画も改定をおこなった。

2009年（平成21年）4月、新型インフルエンザ（A/H1N1）がメキシコで確認され、世界的大流行となり、国内でも発生後1年余で約2千万人が罹患したと推計されたが、入院患者数は約1.8万人、死者数は203人¹、死亡率は0.16（人口10万対）と、いずれも行動計画の想定よりも低く、死亡率についても、諸外国と比較して低い水準にとどまった。この経験を通じて、病原性が低い場合の対応や実際の現場での運用等について、多くの貴重な知見や教訓が得られた。その検証結果を、2010年（平成22年）9月、「2009（平成21年）～2010（平成22年）新型インフルエンザ（A/H1N1）対策検証報告書」として取りまとめ、2011年（平成23年）3月には、この報告書も踏まえ、行動計画の更なる改定を行った。

また、国では、病原性が季節性並みであったこの新型インフルエンザ（A/H1N1）においても一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫なども見られ、病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、この新型インフルエンザの教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための法制の検討を重ね、2012年（平成24年）5月に、病原性の高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法を制定するに至った。

2013年（平成25年）3月には、中国等において鳥インフルエンザA（H7N9）の人への感染が発生するなど、病原性の高い新型インフルエンザ等発生の可能性に変わりはなく、そのような新型インフルエンザ等が発生した場合でも対応できるよう十分な準備を進める必要がある。

¹ 2010年（平成22年）9月末の時点でのもの。

4. 群馬県行動計画の作成

特措法第7条に基づき、都道府県は、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴き、都道府県行動計画（以下「本行動計画」という。）を定める。また、本行動計画において、県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項や県が実施する措置等を示すとともに、市町村が市町村行動計画を、指定地方公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定める。

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染を主体とする感染経路など、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。新型インフルエンザが発生していない現時点では、新型インフルエンザウイルスの病原性・感染力等については分かっておらず、様々な場合が想定される。

本行動計画は、こうした多様な新型インフルエンザに対応することを想定して策定するものである。対象とする新型インフルエンザが多様であるため、その対策も多様である。新型インフルエンザ発生早期には、病原性・感染力等に関する情報が不明・不確かである場合が多いことから、病原性・感染力等が高い場合を想定した対応が求められる。

このため、本行動計画においては、病原性・感染力等が高い場合にも対応できる強力な措置を含めて、様々な状況に応じることができるように、対策の選択肢を示す。新型インフルエンザ発生の際には、病原性・感染力等に関する情報が得られ次第、その程度に応じた適切な対策へと切り替えを行うこととする。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があり、本行動計画の対象感染症とする。

なお、鳥インフルエンザ（鳥から人に感染したもの）は、特措法の対象ではないが、関連する事案として、国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対応については、本行動計画の参考として「鳥インフルエンザへの対応」で示す。

今後も、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れ見直す必要があり、また、新型インフルエンザ等対策についても検証等を通じ、適時適切に本行動計画の変更を行うものとする。

Ⅱ. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

1. 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザの発生時期を正確に予知することは困難であり、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザが発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、国民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、国民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を国家の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

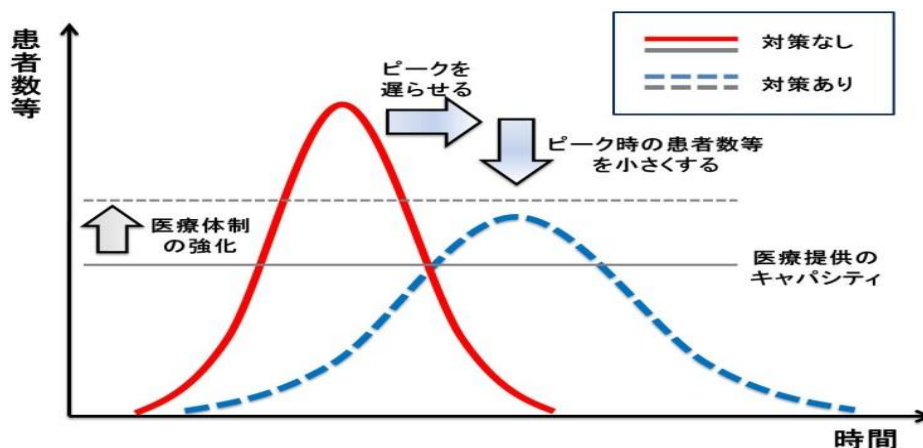
1) 感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する。

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

2) 国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
- ・事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

<対策の効果 概念図>



2. 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。本行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

国の示した基本的対処方針²等を原則としたうえで本県の特徴を踏まえた各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととする。

総合的な戦略とするため、以下を基本方針とする。

(具体的な対策については、Ⅲ.において、発生段階毎に記載する。)

☆国の対策に協力するとともに、県、市町村、医療機関、指定（地方）公共機関、登録事業者、一般の事業者、県民それぞれが新型インフルエンザ等に備えた必要十分な準備を実施することにより、対策の重層化を図る。

【対策推進のための役割分担】

☆複数の分野の対策を組み合わせて実施することで、対策の多面化を図る。

【行動計画の主要6項目】

- ①実施体制
- ②サーベイランス・情報収集
- ③情報提供・共有
- ④予防・まん延防止
- ⑤医療
- ⑥国民生活及び国民経済の安定の確保

☆新型インフルエンザ等の発生前の段階では、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄や地域における医療体制の整備、行動計画の策定や、実施体制の構築、人材育成、訓練、企業による業務計画等の策定、普及啓発等の事前準備を周到に行い、発生時には、一連の流れをもって各段階の状況に応じた適切な対策を講じることとし、対策の時間的連続性を確立する。

【発生段階】

- 世界で新型インフルエンザ等が発生した段階では、直ちに、対策実施のための体制に切り替え、病原性・感染力等のウイルスの特徴、地域の特性、その他の状況を踏まえ、患者等の人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが

² 特措法第18条第1項に基づき、政府対策本部は、政府行動計画に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針（以下「基本的対処方針」という。）を定める。基本的対処方針においては、①新型インフルエンザ等の発生の状況に関する事実、②当該新型インフルエンザ等への対処に関する全般的な方針、③新型インフルエンザ等対策の実施に関する重要事項を定める。

社会・経済活動に与える影響を総合的に勘案し、行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。また、新型インフルエンザ等が海外で発生した場合、病原体の国内への侵入を防ぐことは不可能であるということを前提として対策を策定することが必要である。

- 国内の発生当初の段階では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じては、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。

- 国内外の発生当初において、病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策については、その縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。

対策の実施、縮小・中止等を決定する際の県の判断の方法（判断に必要な情報、判断の時期、決定プロセス等）は、政府の基本的対処方針等に従い決定することとする。

- 国内で感染が拡大した段階では、国、地方公共団体、事業者等は相互に連携して、医療の確保や国民生活・国民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会は緊張し、いろいろな事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。

- 事態によっては、地域の実情等に応じて、政府対策本部と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようにし、医療機関も含めた現場が動きやすくなるような配慮・工夫が必要である。

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛の要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組みあわせて総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。事業者の従業員の罹患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを県民に呼びかけることも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市町村、指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や県民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高いSARS（重症急性呼吸器症候群）のような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

国、県、市町村又は指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等発生に備え又はその発生した時に、特措法その他の法令、政府行動計画及びそれぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。

この場合において、次の点に留意する。

3. 1 基本的人権の尊重

国、県、市町村は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、医療関係者への医療等³の実施の要請等⁴、不要不急の外出の自粛要請、学校、興行場等⁵の使用等制限等⁶の要請等⁷、臨時の医療施設の開設のための土地等⁸の使用、緊急物資の運送等⁹、特定物資の売渡しの要請等¹⁰の実施に当たって、県民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、県民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

³ 「医療等」とは、「医療又は特定接種」を指す。

⁴ 「要請等」とは、「要請又は指示」を指す。

⁵ 「学校、興行場等」とは、次のとおり。ただし、3から13までに掲げる施設にあっては、その建築物の床面積の合計が千平方メートルを超えるものに限る。1. 学校（3に掲げるものを除く。）、2. 保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。）、3. 大学、専修学校、各種学校その他これらに類する教育施設、4. 劇場、観覧場、映画館又は演芸場、5. 集会場又は公会堂、6. 展示場、7. 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。）、8. ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）、9. 体育館、水泳場、ボウリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場、10. 博物館、美術館又は図書館、11. キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設、12. 理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、13. 自動車教習所、学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設、14. 3から13までに掲げる施設であって、その建築物の床面積の合計が千平方メートルを超えないもののうち、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特措法第45条第2項の規定による要請を行うことが特に必要なものとして厚生労働大臣が定めて公示するもの。

⁶ 「使用等制限等」とは、次のとおり。1. 当該施設の使用の制限若しくは停止、2. 当該施設を使用した催物の開催の制限若しくは停止、3. 新型インフルエンザ等の感染の防止のための入場者の整理、4. 発熱その他の新型インフルエンザ等の症状を呈している者の入場の禁止、5. 手指の消毒設備の設置、6. 施設の消毒、7. マスクの着用その他の新型インフルエンザ等の感染の防止に関する措置の入場者に対する周知、8. 3から7に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等の感染の防止のために必要な措置として厚生労働大臣が定めて公示するもの。

⁷ 「要請等」とは、「要請又は指示」を指す。

⁸ 「土地等」とは、「土地、家屋又は物資」を指す。

⁹ 「運送等」とは、「緊急物資の運送又は医薬品若しくは医療機器の配送」を指す。

¹⁰ 「要請等」とは、「緊急事態措置の実施に必要な物資（以下「特定物資」。）の売渡しの要請、特定物資の収用又は保管」を指す。

3. 2 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるといったものではないことに留意する。

3. 3 関係機関相互の連携協力の確保

政府対策本部、県対策本部、市町村対策本部は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

県対策本部長は、必要に応じて、政府対策本部長（内閣総理大臣）に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

また、市町村対策本部長から県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請があった場合には、その要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行う。

3. 4 記録の作成・保存

国、県、市町村は、発生した段階で、政府対策本部、県対策本部、市町村対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

4. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

4. 1 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測される¹¹など、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

県行動計画の策定に当たっては、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など

¹¹ WHO “Pandemic Influenza Preparedness and Response” 2009年（平成21年）WHOガイダンス文書

多くの要素に左右される。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得るが、本行動計画では、政府行動計画を参考として健康被害を想定した。

- ・ 全人口の25%が新型インフルエンザに罹患すると想定した場合、県内の外来患者数は、約26万4千人、入院患者数は約6,700人（いずれも中等度：アジアインフルエンザ等）と推計される。
- ・ また、流行が8週間続くと仮定すると、1日あたりの最大入院患者数(中等度)は約1,600人（流行発生から5週目）と推計された。同じく、死亡者数の推計は、約1,700人（中等度）であるが、最も被害の大きかったスペインかぜの致命率2.0%を現在の県人口に当てはめると、死亡者数の上限は約1万人となる。
- ・ なお、これらの推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要がある。
- ・ 被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととする。
- ・ なお、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要があり、併せて特措法の対象とされたところである。そのため新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなる。このため、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要がある。

4. 2 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

- ・ 県民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次罹患する。罹患者は1週間から10日間程度罹患し、欠勤。罹患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ・ ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身の罹患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

5. 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等は社会全体に影響を及ぼすものであり、その対策においては、国、県、市町村、医療機関、指定（地方）公共機関、登録事業者、一般の事業者、県民がそれぞれ重要な役割を担っている。

政府行動計画では、次のとおり、それぞれの役割が示されている。

5. 1 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHOその他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関¹²は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

5. 2 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときは、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

【都道府県】

都道府県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に關した確かな判断と対応が求められる。

¹² 指定行政機関は、内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、国税庁、文科科学省、厚生労働省、検疫所、国立感染症研究所、農林水産省、動物検疫所、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省。

【市町村】

市町村は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、都道府県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

なお、保健所を設置する市については、感染症法においては、地域医療体制の確保やまん延防止に関し、都道府県に準じた役割を果たすことが求められ、都道府県と保健所を設置する市（以下「都道府県等」という。）は、地域における医療体制の確保等に関する協議を行い、発生前から連携を図っておく¹³。

5. 3 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じ、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

5. 4 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

5. 5 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。

5. 6 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

¹³ 平時においては、以下のような方を講じる必要がある。

- ・ 都道府県行動計画を作成する際に、他の地方公共団体と関係がある事項を定めるときは、他の地方公共団体の長の意見を聴く（特措法第7条第3項）など、特措法に定められる連携方策を確実に実施すること。
- また、都道府県行動計画の案の作成の際、あらかじめ学識経験者の意見を聴く（特措法第7条第8項）ための場を設けるに当たって、市町村の代表者の参加など、特措法上の連携方策以外にも都道府県と県内の保健所設置市等が連携して対策を講じるための方策もある。
- ・ 県内の保健所設置市等も含めた他の地方公共団体と共同での訓練の実施に努めること（特措法第12条第1項）。

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

5. 7 国民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など、その対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用¹⁴・咳エチケット・手洗い・うがい¹⁵・口腔ケア¹⁶等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生状況や予防接種など、実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

6. 行動計画の主要6項目

本行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する」及び「国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」を達成するための戦略を実現する具体的な対策について、「(1) 実施体制」、「(2) サーベイランス・情報収集」、「(3) 情報提供・共有」、「(4) 予防・まん延防止」、「(5) 医療」、「(6) 国民生活及び国民経済の安定の確保」の6項目に分けて立案している。各項目の対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点等については以下のとおり。

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の国民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要がある。

このため、国、地方公共団体、事業者が相互に連携を図り、一体となった取り組みを行うことが求められる。

¹⁴ 患者はマスクを着用することで他者への感染を減らすことができる。他者からの感染を防ぐ目的では、手洗い等との組み合わせにより一定の予防効果があったとする報告もあるが、インフルエンザの予防効果に関する賛否が分かれており、科学的根拠は未だ確立されていない。

¹⁵ うがいについては、風邪等の上気道感染症の予防への効果があるとする報告もあるが、インフルエンザの予防効果に関する科学的根拠は未だ確立されていない。

¹⁶ 口腔内を丁寧に歯磨きし、舌や口腔粘膜あるいは義歯を清掃することによりインフルエンザの予防効果があるとする報告もあるが、科学的根拠は未だ確立されていない。

新型インフルエンザ等が発生する前においては、県新型インフルエンザ等対策本部幹事会（以下「幹事会」とする。）を開催して、事前準備の進捗を確認し、庁内各部署における認識の共有を図るとともに各部署間の連携を確保しながら庁内一体となった取組を推進する。

各部署は、相互に連携を図りつつ、行動計画を実施するために必要な措置を講ずる。各振興局又は行政県税事務所が中心になり、地域における対策を推進する。また、各保健福祉事務所（中核市においては保健所）ごとに、地域対策会議等を設置し、地域における医療体制を構築する。

そして、『群馬県業務継続マニュアル』に基づき、新型インフルエンザ等の発生時において重要業務を継続する体制を整える。

新型インフルエンザ等が発生した場合は、庁内一体となった対策を強力に推進するため、速やかに対策本部を設置し、「新型インフルエンザ等対策本部会議」（以下「対策本部会議」という。）を開催する。各地域には、現地対策本部を設置し、地域における対策を推進する。

さらに、国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められ、特措法に基づき、政府が緊急事態宣言を行った場合は¹⁷、その内容に応じた必要な措置を講ずる。

また、新型インフルエンザ等対策は、幅広い分野にまたがる専門的知見が求められる対策であることから、県は、新型インフルエンザ等の発生前から、県行動計画の作成等において、医学・公衆衛生等を含む幅広い分野の専門家から構成される「新型インフルエンザ等対策有識者会議」（以下「有識者会議」という。）の意見を聴く必要がある。

発生時においては、迅速な対応を図る観点から、有識者会議の意見を聴き、医学・公衆衛生学等の観点からの合理性が確保されるようにする。また、必要に応じて、法律や危機管理等の学識経験者の意見を聴くことにより、社会的・政策的合理性が確保されるようにする必要がある。

市町村においても、行動計画の作成等に際し、医学・公衆衛生の学識経験者の意見を聴き、発生時には、医学・公衆衛生の学識経験者の意見を適宜適切に聴取することが求められる。

¹⁷ 新型インフルエンザ等緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域が公示されることとなる。
なお、講じられる緊急事態措置については、緊急事態宣言の期間、区域を越えない範囲において別途、個別に決定される。

(ア) 対策本部の組織体制

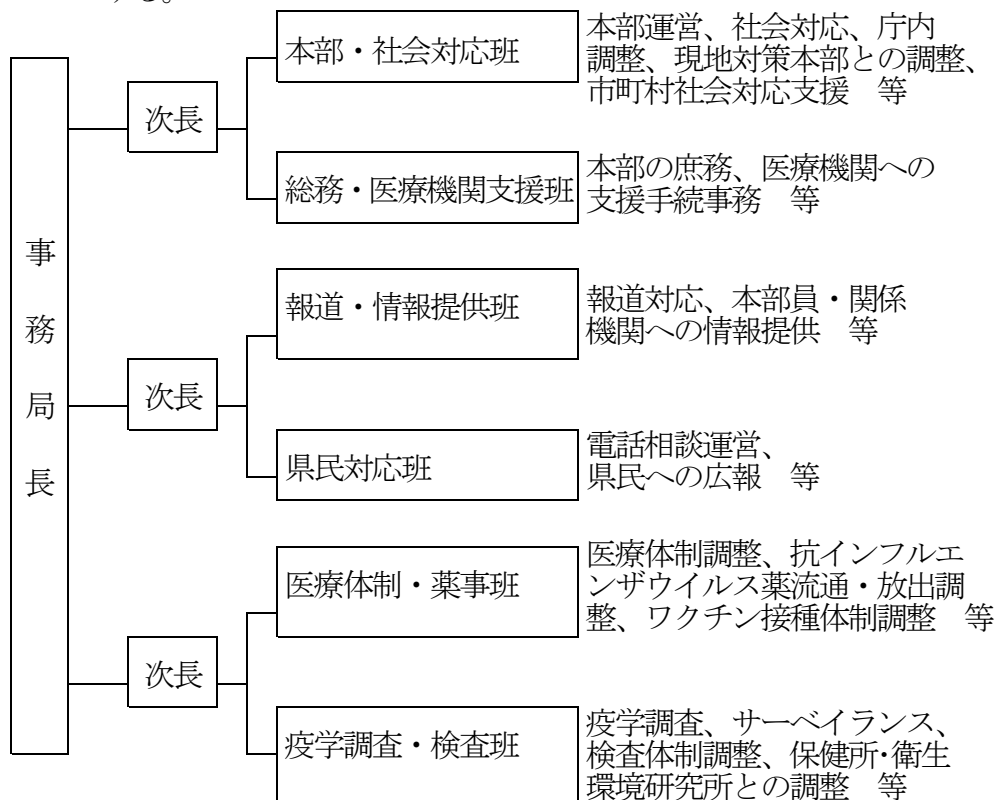
① 新型インフルエンザ等対策本部

構成	本部長	知事
	副本部長	副知事、健康福祉部長、危機管理監
	本部員	警察本部長、教育長、企業管理者、各部長、病院局長、会計管理者、議会事務局長、各振興局長又は行政県税事務所長、衛生環境研究所長、DX推進監
	幹事	健康福祉部長、健康福祉副部長、健康福祉課長、危機管理課長、感染症・がん疾病対策課長、各部局主管課長、警察本部警備部危機管理対策統括官、衛生環境研究所副所長、各行政県税事務所長又は次長
	(関係課長等)	食品・生活衛生課長、メディアプロモーション課長、医務課長、薬務課長、畜産課長、(教)健康体育課長
	事務局	健康福祉部
所管事項	次の事項を所管し、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する ・感染対策及びまん延防止等に関すること。 ・社会機能の確保等に関すること。 ・その他必要な事項に関すること。	

(事務局の体制)

< 第1段階 (海外発生期) >

- 健康福祉部職員を中心に、以下のとおり全庁職員による対策本部事務局を設置する。



<第2段階（国内発生早期）以降>

- ・必要に応じて第1段階に整備した体制を強化する。

※具体的には、『新型インフルエンザ等対策本部マニュアル』で規定する。

②新型インフルエンザ等対策有識者会議

構 成	議 長	委員の代表
	委 員	医療、公衆衛生等の有識者から知事が委嘱
	事務局	感染症・がん疾病対策課
所管事項	<ul style="list-style-type: none"> ・行動計画に関すること ・新型インフルエンザ等発生時の専門的技術的事項に関すること ・その他新型インフルエンザ等対策の円滑な推進に関すること 	

③現地対策本部

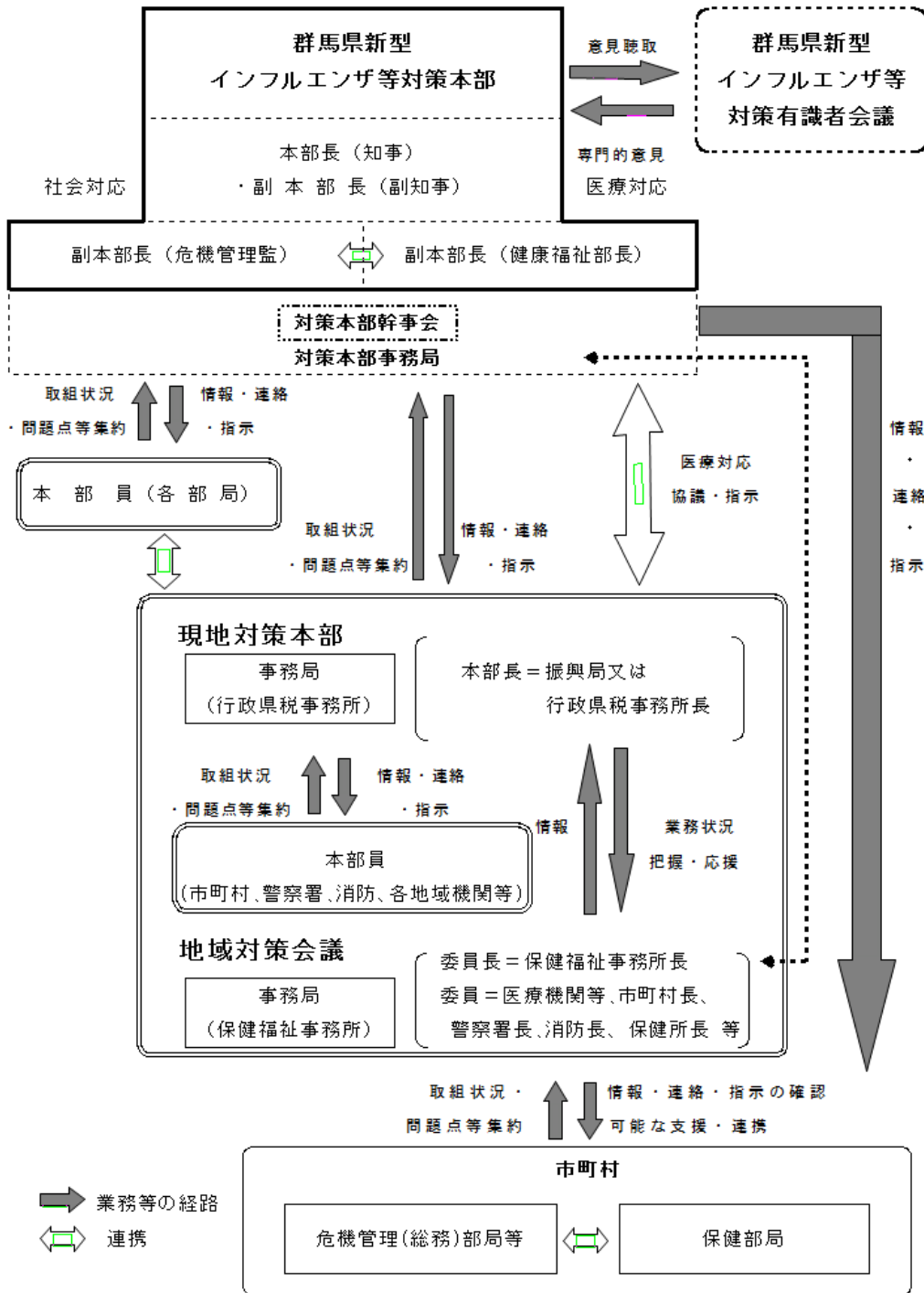
構 成	本部長	振興局長又は行政県税事務所長
	本部員	行政県税事務所長、保健福祉事務所長(中核市にあっては保健所長)、管内地域機関の長及び知事が任命又は委嘱する者(市町村長、警察署長、消防長等)
	事務局	行政県税事務所
所管区域	各事務所の所管地域	
所管事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等から県民の生命、安全を守ること(感染対策及びまん延防止等を含む。) ・社会機能の確保等に関すること。 ・その他必要な事項に関すること。 	

④地域対策会議

構 成	委員長	保健福祉事務所長
	委 員	管内地域機関の長及び委員長が指名する者(医療機関等、市町村長、警察署長、消防長、保健所長 等)
	事務局	保健福祉事務所(保健所)
所管区域	保健福祉事務所(保健所)の所管地域	
所管事項	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における医療体制に関すること。 ・その他必要な事項に関すること。 	

※中核市においては、その判断により上記に準じた組織を設ける。

新型インフルエンザ等対策の体制イメージ



(イ) 新型インフルエンザ等対策にかかる県の各部局の主な役割

部局等	主な役割
各部局 (共通)	<ul style="list-style-type: none"> ○新型インフルエンザ等対策本部で決定した施策の実行に関する事 ○県の業務継続に関する事 ○所管施設の感染予防策、休業、関係するイベントの自粛に関する事 ○関係機関との連絡、協議に関する事 ○関係団体・関係機関に対して発生国への渡航を避けるよう要請する事 ○職員の感染予防に関する事
知事戦略部	<ul style="list-style-type: none"> ○県立大学における感染予防に関する事 ○県民への情報提供（広報、報道機関対応を含む）に関する事 ○県民への啓発に関する事 ○県ホームページの運営に関する事 ○県庁ネットワークの維持に関する事 ○海外在住県民への情報提供に関する事
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ○危機管理の総合調整に関する事 ○自衛隊の災害派遣要請に関する事 ○ライフライン事業者（ガス、電気、情報通信等）との連絡調整に関する事 ○消防学校における感染予防に関する事
地域・性別部	<ul style="list-style-type: none"> ○県内在住外国人への情報提供に関する事 ○プロスポーツ等の自粛要請に関する事
生活こども部	<ul style="list-style-type: none"> ○県民生活の安全・安心に関する事 ○新型インフルエンザ等発症者及び疑似症者の人権確保に関する事 ○私立学校等における感染予防に関する事 ○私立学校等における新型インフルエンザ等発症者及び疑似症者の人権確保に関する事 ○児童福祉施設等への支援及び情報提供に関する事

部局等	主な役割
健康 福祉部	<p>○感染拡大防止に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・患者の発生状況、感染規模の把握に関すること ・感染原因及び感染経路の究明に関すること（サーベイランス等） ・新型インフルエンザ等の検査に関すること ・医療体制及び医療機関の機能の確保に関すること（含む在宅患者支援） <p>○抗インフルエンザウイルス薬、パンデミックワクチン等の医薬品及び個人防護具の確保及び適正使用に関すること</p> <p>○県民、医療機関等からの相談（他部局に係るものを除く）に関すること</p> <p>○高齢者、障害者等への支援及び情報提供に関すること</p> <p>○社会福祉施設等（高齢、介護、障害者、生活困窮者等）における感染予防に関すること</p> <p>○食品の流通指導に関すること</p> <p>○ライフライン事業者（水道）との連絡調整に関すること</p> <p>○企業の事業活動の自粛等に関すること（飲食店関係）</p> <p>○埋火葬に関すること</p>
環境森林部	○廃棄物管理・適正処理に関すること
農政部	<p>○家畜等のインフルエンザサーベイランスに関すること</p> <p>○農畜産物及び家畜の流通指導に関すること</p> <p>○ライフライン事業者（食品生産、食品流通）との連絡調整に関すること</p>
産業 経済部	<p>○商工事業者からの相談に対応し、必要に応じて可能な支援を行うこと</p> <p>○生活関連物資確保のための協力要請に関すること</p> <p>○物流機能維持のための連絡調整に関すること（他部局に関するものを除く）</p> <p>○企業の事業活動の自粛等に関すること</p> <p>○新型インフルエンザ等発症者、疑似症者及びその家族等に係る不当労働解雇対策に関すること</p> <p>○ライフライン事業者（燃料、食品製造等）との連絡調整に関すること</p>
県土 整備部	<p>○物流機能維持（物の流れ）のための連絡調整に関すること（他部局に関するものを除く）</p> <p>○公共交通機関の確保及び利用の自粛（人の流れ）に関すること</p> <p>○下水道事業の確保に関すること</p>

部局等	主な役割
企業局	○水道事業の水道用水供給機能の確保に関すること(県事業) ○工業用水道事業の工業用水供給機能の確保に関すること ○電気事業の電力供給機能の確保に関すること(県事業)
病院局	○県立病院の医療機能の確保に関すること ・新型インフルエンザ等の医療の確保 ・新型インフルエンザ等以外の疾患についての医療の確保
教育 委員会	○公立学校(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校)における感染予防に関すること ○公立学校における新型インフルエンザ等発症者及び疑似症者に対する人権確保に関すること
警察本部	○県民の安全と治安維持に関すること ○医療機関、薬局、帰国者・接触者外来等での警戒活動に関すること
各行政県税事務 所・保健福祉 事務所	○現地対策本部、地域対策会議に関すること。 ○市町村が行う社会対応(県民の行動自粛、要介護者支援、埋火葬等)の支援に関すること。

(2) サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、サーベイランスにより、いずれの段階においても、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を、系統的に収集・分析し判断につなげること、また、サーベイランスの結果を関係者に迅速かつ定期的に還元することにより、効果的な対策に結びつけることが重要である。

- ▶ 情報収集源
 - ✓ 国
 - ✓ 国立感染症研究所
 - ✓ 地方自治体
 - ✓ 医療関係団体、医療機関

なお、情報を公表する際には、個人情報の保護に十分留意することとする。

具体的には、未発生期の段階から、通常のインフルエンザ及び新型インフルエンザ等の両方に対応するため、以下の事項について平時サーベイランスを実施し、体制の確立を図る。

- ・全県的な流行状況
- ・重症者及び死亡者の発生動向
- ・流行しているウイルスの亜型や薬剤耐性
- ・学校等¹⁸⁾における感染拡大の兆候

¹⁸⁾ 幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校等。

なお、未知の感染症である新感染症に対するサーベイランスは現時点では行っていないため、本項目では新型インフルエンザに限って記載するが、新感染症が発生した場合は、早期にサーベイランス体制を構築する。

海外で発生した段階から国内の患者数が少ない段階までは、情報が限られており、患者の全数把握等のサーベイランス体制の強化を図り、患者の臨床像等の特徴を把握するため、積極的な情報収集・分析を行う。

具体的には平時のサーベイランスに加えて以下を実施する。

- ・ 県内における新型インフルエンザ等患者の発生を早期に発見し、新型インフルエンザ等の特徴の分析を行うため、患者の全数把握を行う。
- ・ 新型インフルエンザ等患者の臨床像を把握するため、入院患者の全数把握を行う。
- ・ 感染拡大を早期に探知するため、学校等における集団発生の把握を強化する。¹⁹
- ・ 入国者中の有症者の推移を把握する。

国内の患者数が増加し、新型インフルエンザの特徴や患者の臨床像等の情報が蓄積された時点では、患者の全数把握は、その意義が低下し、また、都道府県等や医療現場の負担も過大となることから、入院患者及び死亡者に限定した情報収集に切り替える。

サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報は、地域における医療体制等の確保に活用する。また、地域で流行する病原体の性状（インフルエンザウイルスの亜型や薬剤耐性等）に関する情報や、死亡者を含む重症者の状況に関する情報は、医療機関における診療に役立てる。

また、鳥類、豚におけるインフルエンザウイルスのサーベイランスを行い、これらの動物の間での発生の動向を把握する。

(3) 情報提供・共有

(ア) 情報提供・共有の目的

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、地方公共団体、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、国、地方公共団体、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必須である。コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含むことに留意する。

¹⁹ 通常時、幼稚園・保育所・小学校・中学校・高等学校等を対象に実施するところ、強化した際は、この対象を大学・短大まで拡大する。

(イ) 情報提供手段の確保

県民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障害者など情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のためインターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

(ウ) 発生前における県民等への情報提供

発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、県及び市町村は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを県民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。こうした適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り、納得してもらうことが、いざ発生した時に県民に正しく行動してもらう上で必要である。

特に児童、生徒等に対しては、学校は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、県及び市町村は、保健衛生部局や教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要である。

(エ) 発生時における県民等への情報提供及び共有

① 発生時の情報提供

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策決定のプロセス（国等が示す科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

県民への情報提供に当たっては、媒体の中でも、テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠である²⁰。

提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。また、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する必要がある。

県民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、情報が届きにくい人にも配慮し、多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

媒体の活用に加え、県から直接、県民に対する情報提供を行う手段として、ホームページ、ソーシャルネットワークサービス（SNS）等の活用を行う。

また、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には原則として責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。

²⁰ マスメディアについては、言論その他表現の自由が確保されるよう特段の配慮を行う。

県民からの一般的な個別の相談については、県にコールセンター(新型インフルエンザ等電話相談)を開設し対応する。コールセンター(新型インフルエンザ等電話相談)は、市町村へも設置を要請する。

② 県民の情報収集の利便性向上

県民の情報収集の利便性向上のため、関係省庁の情報、地方公共団体の情報、指定(地方)公共機関の情報などを、必要に応じて、集約し、総覧できるサイトを開設する。

(オ) 情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築し、広報担当者が適時適切に情報を共有する。

また、提供する情報の内容に応じた適切な者が情報を発信することも重要である。さらに、コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、地域において住民の不安等に応えるための説明の手段を講じるとともに、常に発信した情報に対する情報の受取手の反応などを分析し、次の情報提供に活かしていく。

(4) 予防・まん延防止

(ア) 予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内におさめることにつながる。

個人対策や地域対策・職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせるが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

(イ) 主なまん延防止対策

個人における対策については、国内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力(健康観察、外出自粛の要請等)等の感染症法に基づく措置を行うとともに、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・口腔ケア、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、不要不急の外出自粛要請を行う。

地域対策・職場対策については、国内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。

また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、施設の使用制限の要請等を行う。

そのほか、海外で発生した際には、その状況に応じた感染症危険情報を発出する。また、感染症には潜伏期間や不顕性感染などがあることから、ある程度の割合で感染者は入国し得るため、県内での患者発生に備えて体制の整備を図ることが必要である。

(ウ) 予防接種

i) ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内におさめるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。

なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

ii) 特定接種

ii-1) 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。特定接種の対象となり得る者は、

① 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）

②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

③新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

である。

特定接種については、基本的には住民接種よりも先に開始されるものである²¹ことを踏まえれば、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、国民の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性・公共性が認められるものでなければならない。

このうち「国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を行う事業者」について、特措法上の公益性・公共性が認められるのは、国及び地方公共団体と同様の新型インフルエンザ等対策実施上の責務を担う指定（地方）公共機関制度であり、この制度を中心として特定接種の対象業務を定める。具体的には、指定（地方）公共機関に指定されている事業者、これと同類の事業ないし同類と評価され得る社会インフラに関わる事業者、また、国民の生命に重大な影響があるものとして介護・福祉事業者が該当する。

また、この指定（地方）公共機関制度による考え方には該当しないが、特例的に国民生活の維持に必要な食料供給維持等の観点から、食料製造・小売事業者などが特定接種の対象となり得る登録事業者として追加される。

この基本的考え方を踏まえ、登録事業者、公務員は『別添2』のとおりとする。

特定接種を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、①医療関係者、②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員、③指定（地方）公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護・福祉事業者を含む。）、④それ以外の事業者の順とすることを基本とする。²²

事前に上記のような基本的な考え方を整理しておくが、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会²³の意見を聴き、更に、その際の社会状況等を総合的に政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項が決定される。

特定接種については、備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることとなるが、発生した新型インフルエンザ等がH5N1以外の感染症であった場合や亜型がH5N1の新型インフルエンザであっても備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなる。

²¹ 特定接種が全て終わらなければ住民接種（特措法第46条に基づく住民に対する予防接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を言う）が開始できないというものではない。

²² 一つのグループの接種が終わらなければ、次のグループの接種が開始できないというものではない。

²³ 諮問委員会は、基本的対処方針に関する意見（特措法第18条第4項）のほか、新型インフルエンザ等の発生時の対策に関する必要な意見を、内閣総理大臣又は新型インフルエンザ等対策本部長に対し述べる。諮問委員会は、有識者会議の長及び長代理並びに内閣総理大臣が指名する有識者会議の構成員をもって構成し、その総数は、有識者会議の長及び長代理を含め10人以内とする。

ii-2) 特定接種の接種体制

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については、国を実施主体として、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図ることが求められる。特に、登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。

iii) 住民接種

iii-1) 住民接種

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組ができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

住民接種の接種順位については、以下の4つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本とする。事前に下記のような基本的な考え方を整理しておくが、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて政府対策本部が決定する。

まず、特定接種対象者以外の接種対象者については、以下の4群に分類することを基本とする。

- ① 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
 - ・基礎疾患を有する者²⁴
 - ・妊婦
- ② 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- ③ 成人・若年者
- ④ 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

²⁴ 基礎疾患により入院中又は通院中の者をいう。平成21年（2009年）のパンデミック時に取りまとめられた「新型インフルエンザワクチンの優先接種の対象とする基礎疾患の基準手引き」を参考に、発生した新型インフルエンザ等による病状等を踏まえ、発生時に基準を示す。

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条第2項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もあることから、こうした以下のような基本的な考え方を踏まえ政府対策本部が決定する。

イ) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方

- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>成人・若年者>小児>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)

①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者

- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>高齢者>小児>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者

- ・小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>小児>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

ロ) 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方

- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)

①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者

- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者

ハ) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、あわせて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方

- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)

①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者

・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

iii-2) 住民接種の接種体制

住民接種については、市町村を実施主体として、集団的接種等により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

iv) 留意点

危機管理事態における「特定接種」と「住民接種」の二つの予防接種全体の実施のあり方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて政府対策本部において総合的に判断し、決定される。

V) 医療関係者に対する要請

国及び県は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力を要請又は指示（以下「要請等」という。）を行う²⁵。

(5) 医療

(ア) 医療の目的

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、かつ国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。特に、地域医療体制の整備に当たっては、新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行うこととなる医療機関である指定（地方）公共機関や特定接種の登録事業者となる医療機関を含め、医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集が必要である。

²⁵ 特措法第31条第2項及び第3項、第46条第6項。

(イ) 発生前における医療体制の整備

都道府県等は、二次医療圏等の圏域を単位とし、保健所を中心として、地域医師会、地域薬剤師会、地域の中核的医療機関（独立行政法人国立病院機構の病院、大学附属病院、公立病院等）を含む医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を設置するなど、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進することや、あらかじめ「帰国者・接触者外来²⁶」を設置する医療機関や公共施設等のリストを作成し設置の準備を行うこと、さらに「帰国者・接触者電話相談センター²⁷」の設置の準備を進めることが重要である。

(ウ) 発生時における医療体制の維持・確保

都道府県等は、新型インフルエンザ等の県内での発生の早期には、医療の提供は、患者の治療とともに感染対策としても有効である可能性があることから、病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者等を感染症指定医療機関等に入院させる。このため、地域においては、感染症病床等の利用計画を事前に策定しておく必要がある。また、県内での発生の早期では、新型インフルエンザ等の臨床像に関する情報は限られていることから、サーベイランスで得られた情報を最大限活用し、発生した新型インフルエンザ等の診断及び治療に有用な情報を医療現場に迅速に還元する。

新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために、県内で新型インフルエンザ等が広がる前の段階までは各地域に帰国者・接触者外来を確保して診療を行うが、新型インフルエンザ等の患者は帰国者・接触者外来を有しない医療機関を受診する可能性もあることを踏まえて対応する必要がある。このため、帰国者・接触者外来を有しない医療機関も含めて、医療機関内においては、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等を行い院内での感染防止に努める。

また、医療従事者は、マスク・ガウン等の個人防護具の使用や健康管理、ワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。また、都道府県等は、帰国者・接触者電話相談センターを設置し、その周知を図る。帰国者・接触者外来等の地域における医療体制の全般的な事項については、一般的な広報によるほか「コールセンター（新型インフルエンザ等電話相談）」から情報提供を行う。

²⁶ 発生国からの帰国者や、国内患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者を対象とした外来。病原性が低いことが判明した場合は、県の判断により帰国者・接触者外来を中止する。

²⁷ 発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための電話相談センター。

帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも患者が見られるようになった場合等には、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関（内科・小児科等、通常、季節性インフルエンザ等の感染症の診療を院内感染対策を実施した上で行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。また、患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分け、医療提供体制の確保を図ることとする。

その際、感染症指定医療機関等以外の医療機関や臨時の医療施設等²⁸に患者を入院させることができるよう、地域においては、事前に、その活用計画を策定しておく必要がある。また、在宅療養の支援体制を整備しておくことも重要である。

医療の分野での対策を推進するに当たっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であり、県医師会・各郡市医師会等の関係機関のネットワークの活用が重要である。

(エ) 医療関係者に対する要請・指示、補償

新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師²⁹等その他の政令で定める医療関係者に対し、知事は医療を行うよう要請等を行うことができる。

県は、国と連携して、要請等に応じて患者等に対する医療を行う医療関係者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償する。また、医療の提供等の要請等に応じた医療関係者が、損害を被った場合には、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対して補償をする。

(オ) 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄

国の備蓄の考え方にに基づき、全り患者（被害想定において県人口の25%が患すると想定）の治療その他の医療対応に必要な量を目標として、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ安定的に備蓄する。なお、その際、現在の備蓄状況、流通の状況や重症患者への対応等も勘案する。

インフルエンザウイルス株によっては、現在、備蓄に占める割合が高いオセルタミビルリン酸塩（商品名：タミフル）に耐性を示す場合もあることから、抗インフルエンザウイルス薬耐性株の検出状況や臨床現場での使用状況等を踏まえ、今後、備蓄薬を追加・更新する際には、他の薬剤の備蓄割合を増やすことを検討する。

²⁸ 県内において、病院その他の医療機関が不足し、医療の提供に支障が生ずると認める場合、県は、患者等に対する医療の提供を行うための施設を臨時に開設し、医療を提供しなければならない。

²⁹ 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士、歯科衛生士

(6) 国民生活及び国民経済の安定の確保

新型インフルエンザは、多くの国民が罹患し、各地域での流行が約8週間程度続くと言われている。また、本人の罹患や家族の罹患等により、国民生活及び国民経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、国民生活及び国民経済への影響を最小限とできるよう、国、県、市町村、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者は特措法に基づき事前に十分準備を行い、一般の事業者においても事前の準備を行うことが重要である。

7. 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

本行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、我が国の実情に応じた戦略に即して5つの発生段階に分類するとともに、県内の発生段階も、県内未発生期、県内発生早期、県内感染期と発生段階を分類し、対策を整理した。

国全体での発生段階の移行については、WHO のフェーズの引上げ及び引下げ等の情報を参考としながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定する。

地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染対策について、柔軟に対応する必要があることから、県内の発生段階の移行は、必要に応じて国と協議の上で、県が判断する。

県、市町村、関係機関等は、行動計画等で定められた対策を段階に応じて実施することとする。

次に、国の発生段階と県内における発生段階をあわせて示す。

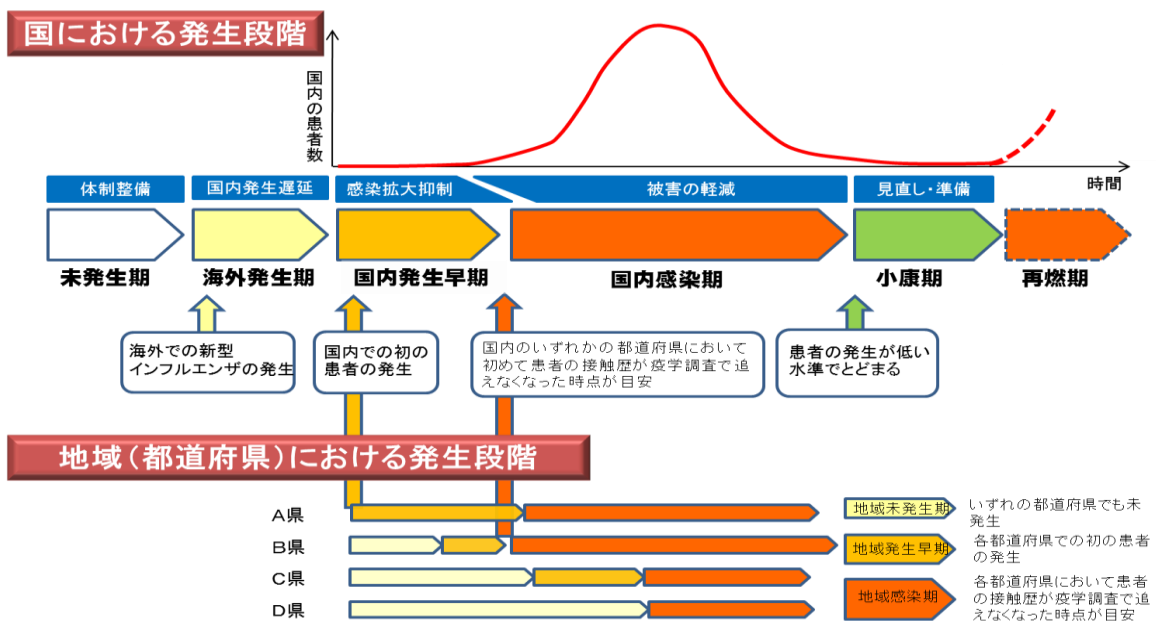
なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がなされた場合には、対策の内容も変化するという事に留意が必要である。

＜国内の発生段階と県内の発生段階の関係＞

発生段階	状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 県内においては、以下のいずれかの発生段階 ・ 県内未発生期（県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態） ・ 県内発生早期（県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態）
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 県内においては、以下のいずれかの発生段階 ・ 県内未発生期（県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態） ・ 県内発生早期（県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態） ・ 県内感染期（県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態） ※感染拡大～まん延～患者の減少
小康期	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

＜発生段階のイメージ＞

地域での発生状況は様々であり、地域未発生期から地域発生早期、地域発生早期から地域感染期への移行は、都道府県を単位として判断



(参考)

<本行動計画の発生段階とWHOのフェーズの対応表>

本行動計画の発生段階	WHOのフェーズ (参考)
未発生期	フェーズ1、2、3
海外発生期	フェーズ4、5、6
国内発生早期 (県内未発生期、県内発生早期)	
国内感染期 (県内未発生期、県内発生早期、県内感染期)	
小康期	ポストパンデミック期

Ⅲ. 各段階における対策

以下、発生段階ごとに、予想される状況、対策の目標、対策の考え方、主要6項目の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、国は政府行動計画に基づき「基本的対処方針」を作成することとなっており、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

対策の実施や縮小・中止時期の判断の方法については、国が示すガイドライン等を参考にして決定することとする。

未発生期
予想される状況
<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等が発生していない状態。 ・海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。
対策の目標
1) 発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方
<ol style="list-style-type: none"> 1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、本行動計画等を踏まえ、国、市町村、医療機関等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、県民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

(1) 実施体制

(1)-1 県行動計画等の作成

県、市町村、指定（地方）公共機関は、特措法の規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画又は業務計画（新型インフルエンザ等対策の内容及び実施方法、実施体制、実施に関する関係機関との連携等を定めたもの。）の策定を行い、必要に応じて見直していく。³⁰

(1)-2 組織体制

① 県は、県における取組体制を整備・強化するために、幹事会を開催するなどして、県行動計画に基づく具体的な取組について必要な対策や措置を講ずる。

³⁰ 各発生段階の（1）実施体制において、括弧書きの担当部局名の記載が無い箇所については、県全体として担当する部分である。

- ② 県は、必要に応じ有識者会議を開催し、対策等について意見を聴取する。
- ③ 県は、各地域に現地対策本部連絡調整会議を設置し、地域での取組を確認し、必要な対策や措置を講ずる。
(各行政県税事務所)
- ④ 県は、保健福祉事務所（保健所）を中心として、地域医師会、地域薬剤師会、地域の中核的医療機関を含む医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる地域対策会議等を設置するなど、地域の関係者と密接に連携をとりながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。
(各保健福祉事務所)

(1)-3 体制の整備と市町村等との連携

- ① 県は、対策本部会議、幹事会を通じて、各部署の役割を確認し、各部署間の連携を確立する。
(各部署)
- ② 県は、机上訓練等により、対策本部及び現地対策本部の情報発信、整理の訓練をする。
- ③ 県、市町村、指定（地方）公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。
- ④ 県は、市町村における市町村行動計画、指定地方公共機関における業務計画等の作成を支援する。

(2) サーベイランス・情報収集

(2)-1 情報収集

県は、新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集する。
(健康福祉部)

- 情報収集源
 - ✓ 国
 - ✓ 国立感染症研究所
 - ✓ 地方自治体
 - ✓ 医療関係団体、医療機関

(2)-2 通常のサーベイランス

- ① 都道府県等は、人で毎年冬季に流行する季節性インフルエンザについて、指定届出機関（約100の医療機関）において患者発生の動向を調査し、地域的な流行状

況について把握する。また、指定届出機関の中の約8の医療機関において、ウイルス株の性状（亜型や薬剤耐性等）を調査し、流行しているウイルスの性状について把握する。

（健康福祉部）

- ② 都道府県等は、インフルエンザによる入院患者及び死亡者の発生動向を調査し、重症化の状況を把握する。

（健康福祉部）

- ③ 都道府県等は、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。

（生活子ども部、健康福祉部、教育委員会）

- ④ 県は、国からの依頼により、インフルエンザウイルスに対する抗体の保有状況の調査を行う。

（健康福祉部）

- ⑤ 県は、鳥類・豚が保有するインフルエンザウイルスのサーベイランスを実施する。

（健康福祉部、農政部、環境森林部）

(2)-3 調査研究

- ① 県は、新型インフルエンザ等の国内発生時に、迅速かつ適切に積極的疫学調査を実施できるよう、職員の研修や、国・市町村との連携体制整備を図る。

（健康福祉部）

- ② 県は、季節性インフルエンザ及び新型インフルエンザに関する疫学、臨床、基礎研究等に関する科学的知見の集積を図る。

（健康福祉部）

(3) 情報提供・共有

(3)-1 継続的な情報提供

- ① 県は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。

（知事戦略部、地域創生部、健康福祉部）

- ② 県は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・口腔ケア等、季節性インフルエンザに対しても個人レベルの感染対策の普及を図る。

（健康福祉部）

- ③ 県は、県ホームページ等に新型インフルエンザに関するウェブサイトを設置する。
また、緊急情報を発信できるようにする。
(知事戦略部、健康福祉部)

(3)-2 体制整備等

県は、コミュニケーションの体制整備等の事前準備として以下を行う。
(知事戦略部、健康福祉部)

- ・ 『情報提供・共有マニュアル（リスクコミュニケーション）』を作成する。
- ・ 新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた県民への情報提供の内容（対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報の保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体を明確にすること）や、媒体（テレビや新聞等のマスメディア活用を基本とするが、情報の受取手に応じ、ソーシャルネットワーク（SNS）を含めた利用可能な複数の媒体・機関を活用する）等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。
- ・ 一元的な情報提供を行うために、情報を集約して分かりやすく継続的に提供する体制を構築する。（広報担当者を中心としたチームを設置し、適時適切な情報共有方法の検討等）
- ・ 常に情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供にかす体制を構築する。
- ・ 国、市町村や関係機関等とメールや電話を活用して、さらに可能な限り担当者間のホットラインを設け、緊急に情報を提供できる体制を構築する。さらにインターネット等を活用した、リアルタイムかつ双方向の情報共有のあり方を検討する。

(3)-3 コールセンターの設置準備

- ① 県は、新型インフルエンザ等発生時に、県民からの相談に応じるため、県のコールセンター（新型インフルエンザ等電話相談）を設置する準備を進めるとともに、市町村に対し、コールセンター等を設置する準備を進めるよう要請する。
(健康福祉部)
- ② 県は、県のコールセンター（新型インフルエンザ等電話相談）の業務が円滑に実施できるよう外部委託等の検討を進める。
(健康福祉部)

(3)-4 医療機関相談窓口の設置準備

県は、医師会等と連携し、県に医療機関からの相談に対応する窓口を設置することについて検討を行う。

(健康福祉部)

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 対策実施のための準備

(4)-1-1 個人における対策の普及

① 国、県、市町村、学校、事業者は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・口腔ケア、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの発症が疑わしい場合には、帰国者・接触者電話相談センターに連絡し、指示を受け、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。

(健康福祉部、各部局)

② 県は、新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出の自粛要請の感染対策についての理解促進を図る。

(健康福祉部、各部局)

(4)-1-2 地域対策・職場対策の周知

都道府県等は、新型インフルエンザ等発生時に実施され得る個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図るための準備を行う。

また、県は、新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行う。

(健康福祉部)

(4)-2 予防接種

(4)-2-1 ワクチンの供給体制

県は、国の要請に基づき、県内において、ワクチンを円滑に流通できる体制を構築する。

(健康福祉部)

(4)-2-2 登録事業者（特定接種対象者）の登録

① 県及び市町村は、登録事業者（特定接種対象者）の登録について事業者への周知について、国に協力する。

(各部局)

② 県及び市町村は、事業者の登録申請の受け付け等について、国に協力する。

(各部局)

(4)-2-3 接種体制の構築

(特定接種)

登録事業者、県及び市町村は、国の要請に基づき、また、国の「予防接種に関するガイドライン」や「登録実施要領」に則り、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制の構築を図る。

(健康福祉部)

(住民接種)

① 市町村は、国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、当該市町村の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるための体制の構築を図る。

(健康福祉部)

② 市町村は、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する市町村以外の市町村における接種を可能にするよう努める必要がある。そのため、国及び県は、技術的な支援を行う。

(健康福祉部)

③ 市町村は、速やかに接種することができるよう、地域医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について、国の示す接種体制の具体的なモデルに基づき準備を進めるよう努める必要がある。

(健康福祉部)

(4)-2-4 情報提供

県は、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報提供を市町村と共に行い、県民の理解促進を図る。

(健康福祉部)

(5) 医療

(5)-1 医療体制の整備

① 県は、県医師会、県薬剤師会及び中核的医療機関等の関係者からなる会議を設置し、医療体制における具体的な対策について、あらかじめ県域全体の対応方針を検討する。

(健康福祉部)

② 都道府県等は、保健福祉事務所（保健所）を中心として、地域医師会、地域薬剤師会、指定（地方）公共機関を含む地域の中核的医療機関（独立行政法人国立病院機構の病院、大学附属病院、公立病院等）や医療機関、薬局、市町村、警察、消防

等の関係者からなる地域対策会議等を設置するなど、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。

(「(1) - 2組織体制」に記載済み「再掲」)

(各保健福祉事務所)

- ③ 都道府県等は、帰国者・接触者電話相談センター及び帰国者・接触者外来の設置の準備や、感染症指定医療機関等での入院患者の受入準備を進めるよう要請する。また、一般の医療機関においても、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備などの感染対策等を進めるよう要請する。

(健康福祉部)

(5)-2 県内感染期に備えた医療の確保

都道府県等は、以下の点に留意して、県内感染期に備えた医療の確保に取り組む。

- ① 都道府県等は、全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、マニュアルを示すなどしてその作成の支援に努める。

(健康福祉部)

- ② 都道府県等は、地域の実情に応じ、指定(地方)公共機関を含む感染症指定医療機関等のほか、指定(地方)公共機関である医療機関(独立行政法人国立病院機構の病院、日本赤十字病院、独立行政法人労働者健康安全機構の病院等)又は公的医療機関等(大学附属病院、公立病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院等)で入院患者を優先的に受け入れる体制の整備に努める。

(健康福祉部)

- ③ 県は、保健所設置市の協力を得ながら、入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数(定員超過入院を含む)等を把握する。

(健康福祉部)

- ④ 県は、入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、臨時の医療施設等³¹で医療を提供することについて検討する。

(健康福祉部)

- ⑤ 都道府県等は、地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定を検討する。

(健康福祉部)

³¹ 特措法第48条第2項に基づき、都道府県知事は、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、措置の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

- ⑥ 都道府県等は、社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。
(健康福祉部)
- ⑦ 都道府県等は、新型インフルエンザ等の診療を行わないこととする医療機関へ、その他の疾患の入院患者の受入等、新型インフルエンザ等患者の診察を行う医療機関への支援を行うよう要請する。
(健康福祉部)
- ⑧ 都道府県等は、医療機関に対し、患者対応マニュアルを作成するなど、地域の医療機関等と連携しながら、新型インフルエンザ等の発生に備えた準備を要請する。
(健康福祉部)
- ⑨ 都道府県等は、県内感染期においても救急機能を維持するための方策について検討を進める。また、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等搬送従事者のための个人防护具の備蓄を進めるよう各消防本部に要請するとともに、必要な支援を行う。
(総務部)

(5)-3 医療対応マニュアルの策定、研修等

- ① 県は、国の策定する手引きをもとに、新型インフルエンザ等の診断、トリアージを含む治療方針、院内感染対策、患者の移送等に関する『医療対応マニュアル』の策定を行い、医療機関に周知する。
(健康福祉部)
- ② 県は、国、市町村、医療機関等と連携しながら、相互に医療従事者等に対し、県内発生を想定した研修や訓練を行う。
(健康福祉部)

(5)-4 医療資器材の整備

都道府県等は、必要となる医療資器材（个人防护具、人工呼吸器等）をあらかじめ備蓄・整備する。都道府県等は、医療機関において、必要な医療資器材や増床の余地に関して調査を行った上、十分な量を確保するよう要請する。
(健康福祉部)

(5)-5 検査体制の整備

県は、衛生環境研究所における新型インフルエンザ等に対するPCR検査等を実施する体制を整備する。
(健康福祉部)

(5)-6 患者等への対応の準備

- ① 県は、発生時における実務について、保健福祉事務所（保健所）が中心となり、各地域で協力体制を構築しておく。
（各保健福祉事務所）
- ② 県は、保健福祉事務所職員等を対象に疫学調査等、発生時の実務についての研修を実施する。
（健康福祉部）

(5)-7 医療機関等への情報提供体制の整備

県は、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供するための体制を整備する。
（健康福祉部）

(5)-8 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄

- ① 県は、国の計画に基づき、全り患者（被害想定において県人口の25%が罹患すると想定）の治療その他の医療対応に必要な量を目標として、抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ安定的に備蓄する。
（健康福祉部）
- ② 県は、新たな抗インフルエンザウイルス薬について、薬剤耐性ウイルスの発生状況等の情報収集を行い、全体の備蓄割合を検討する。
（健康福祉部）

(5)-9 抗インフルエンザウイルス薬の流通体制の整備

- ① 県は、抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を踏まえ、新型インフルエンザ等発生時に円滑に供給される体制を構築するとともに、医療機関や薬局、医薬品の卸売販売業者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の適正流通を指導する。
（健康福祉部）
- ② 県は、県備蓄分の市場放出方法について、『行政備蓄用抗インフルエンザウイルス薬の市場放出手順』を策定する。
（健康福祉部）

(6) 国民生活及び国民経済の安定の確保

(6)-1 県の業務継続マニュアルの策定

県は、発生時に備え、県の業務継続のため、『業務継続マニュアル』を策定する。
（各部局）

(6)-2 市町村の対策への支援

県は、市町村の対策の準備状況を確認し、必要に応じて、市町村行動計画の作成などについて、体制整備の支援を行う。

(各行政県税事務所)

(6)-3 業務計画等の策定

① 県は、指定地方公共機関に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策、重要業務の継続や一部の業務の縮小について計画を策定する等、十分な事前の準備を行うよう求めるとともに、業務計画の策定等を支援し、その状況を確認する。

(各部局)

② 県は、登録事業者及び一般の事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策や、事業継続に不可欠な重要業務への重点化について計画を策定する等、十分な事前の準備を行うよう要請する。

(各部局)

(6)-4 物資供給の要請等

県は、国と連携し、発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、製造・販売、運送を行う事業者である指定（地方）公共機関等に対し、緊急物資の流通や運送等の事業継続のため体制の整備を要請する。

(各部局)

(6)-5 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

県は、市町村に対し、県内感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、要援護者の把握とともにその具体的手続きを決めておくよう要請する。

(健康福祉部)

(6)-6 火葬能力等の把握

県は、国及び市町村と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

(健康福祉部)

(6)-7 物資及び資材の備蓄等

国、県、市町村及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、または施設及び設備を整備等する。

(各部局)

海外発生期
予想される状況
<ul style="list-style-type: none"> ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。 ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。 ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。
対策の目標
<ol style="list-style-type: none"> 1) 県（国）内発生に備えて体制の整備を行う。 2) 県（国）内発生の早期発見に努める。
対策の考え方
<ol style="list-style-type: none"> 1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。 2) 対策の判断に役立てるため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。 3) 県内発生を早期に発見できるようサーベイランス・情報収集体制を強化する。 4) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、県内発生に備え、発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、市町村、医療機関、事業者、県民に準備を促す。 5) 医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、国民生活及び国民経済の安定のための準備、プレパンデミックワクチン、パンデミックワクチンの接種体制整備等、県内発生に備えた体制整備を急ぐ。

(1) 実施体制

(1)-1 組織体制

- ① 県は、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合には、速やかに情報の集約・共有・分析を行う。
- ② 県は、必要に応じ、幹事会、有識者会議を開催し、今後の対策・措置や具体的な取組みを準備する。
- ③ 県は、国がWHOによる新型インフルエンザのフェーズ4の宣言若しくはそれに相当する公表又は急速にまん延するおそれのある新感染症の発生の公表を行ったこと等を受け、新型インフルエンザ等が発生した旨を公表し、内閣総理大臣を本部長とする政府対策本部を設置した場合には、知事を本部長とする新型インフルエンザ等対策本部を設置する。
- ④ 県は、国の基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施する。

- ⑤ 県は、健康福祉部職員を中心とし、全庁職員による新型インフルエンザ等対策本部事務局（以下「事務局」という。）を設置する。
- ⑥ 県は、各地域に現地対策本部を設置する。現地対策本部会議を開催し、地域における対策のために必要な体制整備を行う。
（各行政県税事務所）
- ⑦ 都道府県等は、地域対策会議等を開催し、地域における医療体制確保のための具体的な取組を準備・実施する。
（各保健福祉事務所）

(2) サーベイランス・情報収集

(2)-1 情報収集等

県は、海外での新型インフルエンザ等の発生状況について、国等を通じて必要な情報を収集する。

（健康福祉部）

- ・ 病原体に関する情報
- ・ 疫学情報（症状、症例定義、致命率等）
- ・ 治療法に関する情報（抗インフルエンザウイルス薬の有効性等）

(2)-2 サーベイランスの強化等

① 都道府県等は、引き続き、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを実施する。

（健康福祉部）

② 都道府県等は、県内における新型インフルエンザ等の患者を早期に発見し、新型インフルエンザ等の患者の臨床像等の特徴を把握するため、全ての医師に新型インフルエンザ等患者（疑い患者を含む。）を診察した場合の届出を求め、全数把握を開始する。

（健康福祉部）

③ 都道府県等は、感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。

（生活こども部、健康福祉部、教育委員会）

④ 県は、引き続き、鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスの情報収集に努め、関係部局等の連携の下、得られた情報の共有・集約化を図る。

（健康福祉部、農政部、環境森林部）

(2)-3 調査研究

県は、必要に応じ、国の行う調査研究へ協力する。

（健康福祉部）

(3) 情報提供・共有**(3)-1 情報提供**

① 県は、県民に対して、海外での発生状況、現在の対策、県内発生した場合に必要な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしなが
ら、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、ホームページ等の複
数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提
供し、注意喚起を行う。

(知事戦略部、地域創生部、健康福祉部)

② 県は、特に、個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエ
ンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、
患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等の
臨時休業や集会の自粛等のまん延防止対策についての情報を適切に提供する。

(知事戦略部、地域創生部、生活こども部、健康福祉部)

③ 県は、広報担当者を中心として、情報の集約、整理及び一元的な発信並びに各対
象への窓口業務の一本化を実施する。

(知事戦略部、健康福祉部)

(3)-2 情報共有

① 県は、国が設置する問い合わせ窓口や、市町村や関係機関等とのインターネット
等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。

(健康福祉部)

② 県は、市町村、医師会等の関係機関に関し、適宜、新型インフルエンザ等対策に
関する情報提供や情報交換・共有、協議を行い、必要に応じて説明会を開催する。

(健康福祉部)

(3)-3 コールセンター（新型インフルエンザ等電話相談）の設置

① 県は、県民からの相談に応じるため、県のコールセンター（新型インフルエンザ
等電話相談）を設置する。また、業務が円滑に実施できるよう必要に応じ外部委託
等を行う。

(健康福祉部)

② 県は、国の作成するQ&A等を配布した上、他の公衆衛生業務に支障を来さない
ように、市町村に対して住民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンタ
ー（新型インフルエンザ等電話相談）を設置し、適切な情報提供を行うよう要請す
る。

(健康福祉部)

- ③ 県は、県民からコールセンター（新型インフルエンザ等電話相談）等に寄せられる問い合わせ、国・市町村や関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、県民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。

（健康福祉部）

(3)-4 医療機関相談窓口の設置

県は、医師会等との連携のもとに、医療機関からの相談に対応する窓口を設置する。

（健康福祉部）

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 県内でのまん延防止対策の準備

都道府県等は、国と相互に連携し、県内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、以下の対策を講じる。

（健康福祉部）

- ・ 感染症法に基づく、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備を進めること。
- ・ 検疫所から提供される入国者等に関する情報を有効に活用すること。
- ・ 国の対応に合わせ、PCR等の検査体制を速やかに整備する。

(4)-2 渡航に関する注意喚起等

県は、事業者に対し、必要に応じ、発生国への渡航を避けるよう要請する。

（各部局）

(4)-3 予防接種

(4)-3-1 ワクチンの供給

県は、国の要請に基づき、県内において、ワクチンを円滑に流通できる体制を構築する。

（健康福祉部）

(4)-3-2 接種体制

（特定接種）

- ① 県及び市町村は、国と連携し、基本的対処方針を踏まえ、登録事業者に対する特定接種の実施に協力する。

（健康福祉部）

- ② 県及び市町村は、国と連携し、地方公務員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。
(健康福祉部)

(住民接種)

県は、県民が速やかに接種できるよう、市町村に対し、集団的な接種を行うことを基本として、事前に市町村行動計画で定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築の準備を進めるよう要請する。
(健康福祉部)

(4)-3-3 情報提供

県は、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について積極的に情報提供を行う。
(健康福祉部)

(4)-3-4 モニタリング

県は、特定接種を実施した場合、国が行う接種実施モニタリングに協力する。
(健康福祉部)

(5) 医療

(5)-1 新型インフルエンザ等の症例定義

県は、国から示された新型インフルエンザ等の症例定義を関係機関に周知する。修正の都度、随時周知する。
(健康福祉部)

(5)-2 医療体制の整備

都道府県等は、国からの要請を受け、以下の対応を図る。

- ① 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等に罹患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、帰国者・接触者外来において診断を行う。そのため帰国者・接触者外来を整備する。
(健康福祉部)
- ② 帰国者・接触者外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、地域医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備する。
(健康福祉部)

- ③ 帰国者・接触者外来を有する医療機関等に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに保健福祉事務所（保健所）に連絡するよう要請する。

（健康福祉部）

- ④ 新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体を衛生環境研究所において、亜型等の同定を行い、国立感染症研究所は、それを確認する。

（健康福祉部）

(5)-3 帰国者・接触者電話相談センターの設置

都道府県等は、国からの要請を受け、以下の対応を図る。

- ① 帰国者・接触者電話相談センターを保健所に設置する。

（健康福祉部）

- ② 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者電話相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。

（健康福祉部）

(5)-4 医療機関等への情報提供

県は、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

（健康福祉部）

(5)-5 検査体制の整備

県は、衛生環境研究所において、国の技術的支援を受け、新型インフルエンザ等に対するPCR等の検査体制を確立する。

（健康福祉部）

(5)-6 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等

- ① 県は、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握及び市場放出準備を行う。

（健康福祉部）

- ② 都道府県等は、国と連携し、医療機関に対し、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。

（健康福祉部）

- ③ 県は、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を医薬品販売業者に指導する。

（健康福祉部）

(6) 国民生活及び国民経済の安定の確保

(6)-1 県の業務継続

県は、県内発生時に備え、業務継続のための準備を開始する。
(各部局)

(6)-2 市町村の対策への支援

県は、市町村の対策の準備状況を確認し、必要に応じて具体的な支援や、実施に向けた準備を開始する。
(各行政県税事務所)

(6)-3 事業者の対応

- ① 県は、県内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を実施するための準備を行うよう要請する。
(各部局)
- ② 指定（地方）公共機関等は、その業務計画を踏まえ、国及び県と連携し、事業継続に向けた準備を行う。また、県は、登録事業者に対し、事業継続に向けた必要な準備等を行うよう周知する。
(各部局)

(6)-4 遺体の火葬・安置

県は、市町村に対し、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行うことを要請する。
(健康福祉部)

国内発生早期	
予想される状況	
<ul style="list-style-type: none"> ・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。 ・県内においては、以下の段階が想定される。 	
(県内未発生期)	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
(県内発生早期)	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態
県内発生早期の対策の目標	
<ol style="list-style-type: none"> 1) 県内での感染拡大をできる限り抑える。 2) 患者に適切な医療を提供する。 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。 	
対策の考え方	
<ol style="list-style-type: none"> 1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。国内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、緊急事態宣言が行われた際は、積極的な感染対策等をとる。 2) 医療体制や感染対策について周知し、個人一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、県民への積極的な情報提供を行う。 3) 国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、海外での情報収集に加えて、国内での情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。 4) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。 5) 国内感染期への移行に備えて、医療提供体制の確保、国民生活及び国民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。 6) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。 	

(1) 実施体制

(1)-1 基本的方向性の確認

県は、国が公示した基本的対処方針の変更を踏まえ、県としての基本的な方向性を確認する。

○県内未発生期

(1)-2 実施体制

- ① 県は、「国内における患者の発生」を発表する。
- ② 県は、必要に応じ、対策本部会議、幹事会、有識者会議を開催し、今後の対策・措置や具体的な取組みを準備する。
- ③ 県は、必要に応じ、海外発生期に設置した事務局の体制を強化する。
- ④ 県は、必要に応じ、現地対策本部会議、地域対策会議等を開催し、地域において必要な対策・措置や具体的な取組みを準備する。
(各行政県税事務所・保健福祉事務所)

◎県内発生早期

(1)-2 実施体制

(国内感染期においても県内発生早期であれば同様の対応)

- ① 県は、「県内における患者の発生」を発表する。
- ② 県は、対策本部会議を開催し、庁内一体での取組を推進する。また、現地対策本部会議、地域対策会議等を開催し、地域において必要な対策・措置や具体的な取組みを実施する。
- ③ 県は、必要に応じ、幹事会、有識者会議を開催し、今後必要になる対策・措置や具体的な取組みを検討する。
- ④ 県は、県内に政府現地対策本部が設置された場合には、連携を図り、新型インフルエンザ等対策を進める。

(1)-3 緊急事態宣言

- ① 緊急事態宣言は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を講じなければ、医療提供の限界を超えてしまい、国民の生命・健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生じる事態であることを示すものである。

緊急事態宣言を行うまでの手順は、おおむね、以下のように考えられる。

- ・ 厚生労働省(国立感染症研究所及び検疫所を含む。)は、発生初期の段階において限られた情報しかない中であっても、諸外国の状況やWHOからの情報、積極的疫学調査の結果等の国内の患者等に関する情報を分析し、専門家等の意見も聴きつつ、政府対策本部長に關係情報を報告する。

- ・ 政府対策本部長から、基本的対処方針等諮問委員会に対し、「新型インフルエンザ等緊急事態」の要件に該当するかどうかについて、公示案として諮問。あわせて、新型インフルエンザ等緊急事態に伴う新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関する重要な事項を定めるため、基本的対処方針の変更について、基本的対処方針等諮問委員会に諮問。
 - ・ 基本的対処方針等諮問委員会による「新型インフルエンザ等緊急事態」の要件に該当するとの専門的評価があった場合、政府対策本部長が緊急事態宣言を行うことを決定する。あわせて、基本的対処方針の変更に関する専門的評価を踏まえ、変更案を決定する。
 - ・ 政府対策本部長は緊急事態宣言を行うとともに、基本的対処方針を変更する。
 - ・ あわせて、政府対策本部長は、緊急事態宣言を行った旨を国会に報告する。
- ② 緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域を公示する。期間については、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて決定する。また、区域については、広域的な行政単位である都道府県の区域を基に、発生区域の存在する都道府県及び隣接県を指定する。ただし、人の流れ等を踏まえ柔軟な区域設定にも留意する。全国的な人の交流基点となっている区域で発生している場合には、流行状況等も勘案し早い段階で日本全域を指定することも考慮する。
- ③ 市町村は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市町村対策本部を設置する。

(2) サーベイランス・情報収集

○県内未発生期

(2)-1 情報収集

県は、国内外での新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について、国等を通じて必要な情報を収集する。

(健康福祉部)

(2)-2 サーベイランス

① 都道府県等は、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを継続する。

(健康福祉部)

- ② 都道府県等は、医療機関から、全ての新型インフルエンザ等患者（疑似症患者含む）及び入院患者の届け出を求める。
（健康福祉部）
- ③ 都道府県等は、海外発生期に引き続き、新型インフルエンザ等患者等の全数把握、学校等での集団発生の把握の強化を実施する。
（生活こども部、健康福祉部、教育委員会）
- ④ 県は、国からの新型インフルエンザ等患者の臨床情報や国内の発生状況等について、医療機関へ情報提供する。
（健康福祉部）

(2)-3 調査研究

- 都道府県等は、必要に応じ、国の行う調査研究へ協力する。
（健康福祉部）

◎県内発生早期

（国内感染期においても県内発生早期であれば同様の対応）

(2)-1 情報収集

- 県は、国内外での新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について、国等を通じて必要な情報を収集する。
（健康福祉部）

(2)-2 サーベイランス

- ① 都道府県等は、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを継続する。
（健康福祉部）
- ② 都道府県等は、医療機関から、全ての新型インフルエンザ等患者（疑似症患者含む）及び入院患者の届け出を求める。
（健康福祉部）
- ③ 都道府県等は、海外発生期に引き続き、新型インフルエンザ等患者等の全数把握、学校等での集団発生の把握の強化を実施する。
（生活こども部、健康福祉部、教育委員会）
- ④ 県は、国からの新型インフルエンザ等患者の臨床情報や国内の発生状況等について、医療機関へ情報提供する。
（健康福祉部）

- ⑤ 県は、県内の発生状況を、国に迅速に情報提供する。
(健康福祉部)

(2)-3 調査研究

- 都道府県等は、必要に応じ、国と連携して、県内発生患者等について感染経路や感染力、潜伏期等の情報を収集・分析する。
(健康福祉部)

(3) 情報提供・共有

□県内未発生期・県内発生早期共通

(3)-1 情報提供

- ① 県は、県民に対して利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。
(知事戦略部、地域創生部、健康福祉部)
- ② 県は、特に、個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。
(知事戦略部、地域創生部、生活こども部、健康福祉部)
- ③ 県は、県民からコールセンター（新型インフルエンザ等電話相談）等に寄せられる問い合わせ、市町村や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、県民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における住民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。
(知事戦略部、健康福祉部)

(3)-2 情報共有

- ① 県は、国・市町村や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。
(健康福祉部)
- ② 県は、市町村・県医師会等の関係機関に対し、適宜、新型インフルエンザ等対策に関する情報提供や情報交換・共有、協議を行い、必要に応じて説明会を開催する。
(健康福祉部)

(3)-3 コールセンターの体制充実・強化

① 県は、県のコールセンター（新型インフルエンザ等電話相談）の体制を充実・強化する。

（健康福祉部）

② 県は、市町村に対し、国が作成する、状況の変化に応じたQ&Aの改定版を配布し、コールセンター（新型インフルエンザ等電話相談）の体制の充実・強化を要請する。

（健康福祉部）

(3)-4 医療機関相談窓口設置の継続

県は、医師会等との連携のもとに、医療機関からの相談に対応する窓口の設置を継続する。

（健康福祉部）

(4) 予防・まん延防止

○県内未発生期

(4)-1 県内でのまん延防止対策

県は、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等に、感染対策を強化するよう要請する。

（健康福祉部）

◎県内発生早期

(4)-1 県内でのまん延防止対策

（国内感染期においても県内発生早期であれば同様の対応）

① 都道府県等は、国と連携し、感染症法に基づき、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）などの措置を行う。

（健康福祉部）

② 都道府県等は、業界団体等を経由し、または直接住民、事業者等に対して次の要請を行う。

- ・ 住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・口腔ケア、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。

（健康福祉部）

- ・ 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。
(各部局)
 - ・ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。
(知事戦略部、生活こども部、健康福祉部、教育委員会)
 - ・ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。
(健康福祉部、県土整備部)
- ③ 都道府県等は、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。
(健康福祉部)

(4)-2 予防接種（住民接種）

- ① 市町村は、パンデミックワクチンが全国民分製造されるまで一定の期間を要するが、供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、予防接種法第6条第3項に基づく接種（新臨時接種）について、国が決定した接種順位に基づき、接種を開始する。
(健康福祉部)
- ② 県及び市町村は、国の求めに基づき、接種に関する情報提供を開始する。
(健康福祉部)
- ③ 市町村は、接種の実施にあたり、国及び県と連携して、保健所・保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、当該市町村の区域内に居住する者を対象に集団的接種等を行う。
(健康福祉部)
- ④ 県は、国が行うワクチン接種モニタリングに協力する。
(健康福祉部)

(4)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。対策を行うにあたっては、基本的人権を尊重することとし、県民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は、当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

- ① 新型インフルエンザ等緊急事態においては、県は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。
- ・ 特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、まん延防止に効果があると考えられる区域（市町村単位、都道府県内のブロック単位）とすることが考えられる。

- ・ 特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第11条に定める施設に限る。³²⁾）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。
要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。
 - ・ 特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条第9項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る³³⁾）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。
特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。
- ② 市町村は、住民に対する予防接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(5) 医療

○県内未発生期

(5)-1 医療体制の整備

- ① 都道府県等は、海外発生期に引き続き、帰国者・接触者電話相談センターにおける相談体制を継続するとともに、帰国者・接触者外来における診療体制を継続する。
(健康福祉部)
- ② 県は、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者等の濃厚接触者、同じ職場等にいる者、医療従事者又は救急隊員であって十分な防御なく曝露した者には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。
なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。
(総務部、健康福祉部)

³²⁾ 学校（大学、専修学校、各種学校その他これらに類する教育施設を除く。）、保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。）

³³⁾ 大学、専修学校、各種学校その他これらに類する教育施設、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。）、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）、体育館、水泳場、ボート場その他これらに類する運動施設又は遊技場、博物館、美術館又は図書館、キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設、理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、自動車教習所、学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設等の施設であって、その建築物の床面積の合計が千平方メートルを超えるもの。

(5)-2 医療機関等への情報提供

県は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

(健康福祉部)

(5)-3 抗インフルエンザウイルス薬

① 県は、県内感染期に備え、引き続き、国と連携し、医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。

(健康福祉部)

② 県は、抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を調査し、患者の発生状況を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬が必要な地域に供給されているかを確認し、県備蓄分の放出について検討を開始する。

(健康福祉部)

③ 県は、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を医薬品等販売業者に指導する。

(健康福祉部)

(5)-4 医療機関・薬局における警戒活動

県は、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。

(警察本部)

(5)-5 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。

◎県内発生早期

(5)-1 医療体制の整備

(国内感染期においても県内発生早期であれば同様の対応)

都道府県等は、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、帰国者・接触者外来における診療体制や、帰国者・接触者電話相談センターにおける相談体制を、海外発生期に引き続き継続する。

都道府県等は、患者等が増加してきた段階においては、必要が生じた場合又は国から要請があったときは、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行する。

(健康福祉部)

(5)-2 患者への対応等

(国内感染期においても県内発生早期であれば同様の対応)

- ① 都道府県等は、国と連携し、新型インフルエンザ等と診断された者に対しては、原則として、感染症法に基づき感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行う。この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する。
(健康福祉部)
- ② 都道府県等は、国と連携し、公衆衛生上、必要と判断した場合に、衛生環境研究所において、新型インフルエンザ等のPCR検査等の確定検査を行う。全ての新型インフルエンザ等患者のPCR検査等による確定診断は、患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR検査等の確定検査は重症者等に限定して行う。
(健康福祉部)
- ③ 都道府県等は、国と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。
(健康福祉部)

(5)-3 医療機関等への情報提供

- 県は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。
(健康福祉部)

(5)-4 抗インフルエンザウイルス薬

- ① 県は、県内感染期に備え、引き続き、国と連携し、医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。
(健康福祉部)
- ② 県は、抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を調査し、患者の発生状況を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬が必要な地域に供給されているかを確認し、県備蓄分の放出について検討する。
(健康福祉部)
- ③ 県は、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を医薬品等販売業者に指導する。
(健康福祉部)

(5)-5 医療機関・薬局における警戒活動

県は、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。

(県警本部)

(5)-6 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。

(6) 国民生活及び国民経済の安定の確保

□県内未発生期・県内発生早期共通

(6)-1 県の業務継続

県は、必要に応じ、県の『業務継続マニュアル』に基づく対応をとる。

(各部局)

(6)-2 市町村の対策への支援

県は、市町村の対策の状況を確認し、必要に応じて具体的な支援を開始する。

(各行政県税事務所)

(6)-3 事業者の対応

県は、県内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を開始するよう要請する。

(各部局)

(6)-4 県民・事業者への呼びかけ

県は、県民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

(各部局)

(6)-5 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

① 事業者の対応等

指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。登録事業者は、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。

（各部局）

①-2 電気及びガス並びに水の安定供給

電気事業者及びガス事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県、市町村、指定地方公共機関は、それぞれその行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

①-3 運送・通信・郵便の確保

運送事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、体制の確認、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずる。

電気通信事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、感染対策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講ずる。

郵便事業を営む者及び一般信書便事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便の送達の確保、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において郵便及び信書便を確保するために必要な措置を講ずる。

② サービス水準に係る県民への呼びかけ

県は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、県民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

（各部局）

③ 緊急物資の運送等

- ・ 国及び県は、緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。

（県土整備部、各部局）

- ・ 国及び県は、緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。
（健康福祉部）

- ・ 正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、国及び県は、必要に応じ、指定（地方）公共機関に対して輸送又は配送を指示する。
（県土整備部、健康福祉部、各部局）

④ 生活関連物資等の価格の安定等

国、県及び市町村は、国民生活及び国民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、県民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

（生活こども部、農政部、産業経済部、各部局）

⑤ 犯罪の予防・取締り

混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。

（再掲）

（県警本部）

国内感染期			
<p>予想される状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。 ・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。 ・県内においては、以下の段階が想定される。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;"> <p>(県内未発生期) 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。</p> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <p>(県内発生早期) 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。</p> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <p>(県内感染期) 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）。</p> </td> </tr> </table>	<p>(県内未発生期) 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。</p>	<p>(県内発生早期) 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。</p>	<p>(県内感染期) 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）。</p>
<p>(県内未発生期) 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。</p>			
<p>(県内発生早期) 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。</p>			
<p>(県内感染期) 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）。</p>			
<p>県内感染期の対策の目標</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 医療体制を維持する。 2) 健康被害を最小限に抑える。 3) 国民生活及び国民経済への影響を最小限に抑える。 			
<p>対策の考え方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。 2) 地域ごとに発生状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、県ごとに実施すべき対策の判断を行う。 3) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人一人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。 4) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負担を軽減する。 5) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。 6) 欠勤者の増大が予測されるが、国民生活・国民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。 7) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負担を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。 8) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。 			

国内感染期の県内未発生期について

この段階において、県内において患者が発生していない場合、必要に応じて、国内発生早期の県内未発生期の対応を継続することとする。

(1) 実施体制

□県内発生早期・県内感染期共通

(1)-1 基本的方向性の確認

県は、国内感染期に入ったことにより国が変更決定した基本的対処方針を踏まえ、県としての基本的な方向性を確認する。

(1)-2 実施体制

- ① 県は、必要に応じ、対策本部会議、幹事会、有識者会議等を開催し、必要な対策・措置や具体的な取組みを準備・実施する。
- ② 県は、必要に応じ、現地対策本部会議、地域対策会議を開催し、地域において必要な対策・措置や具体的な取組みを準備・実施する。
(各行政県税事務所・保健福祉事務所)

(1)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ① 市町村は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市町村対策本部を設置する。
- ② 地方公共団体が新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。

◎県内発生早期

(国内発生早期の県内発生早期の対応と同様)

- ・ 県は、「県内における患者の発生」を発表する。

●県内感染期

- ・ 県は、県内において患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態（県内感染期）に入ったことを発表する。

(2) サーベイランス・情報収集

◎県内発生早期

(国内発生早期の県内発生早期の対応と同様)

(2)-1 情報収集

県は、国内外での新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について、国等を通じて必要な情報を収集する。

(健康福祉部)

(2)-2 サーベイランス

① 都道府県等は、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを継続する。

(健康福祉部)

② 都道府県等は、医療機関から、全ての新型インフルエンザ等患者（疑似症患者含む）及び入院患者の届け出を求める。

(健康福祉部)

③ 都道府県等は、国内発生早期に引き続き、新型インフルエンザ等患者等の全数把握、学校等での集団発生の把握を強化する。

(生活こども部、健康福祉部、教育委員会)

④ 県は、国からの新型インフルエンザ等患者の臨床情報や国内の発生状況等について、医療機関へ情報提供する。

(健康福祉部)

⑤ 県は、県内の発生状況を、国に迅速に情報提供する。

(健康福祉部)

(2)-3 調査研究

都道府県等は、必要に応じ、国と連携して、県内発生患者等について感染経路や感染力、潜伏期等の情報を収集・分析する。

(健康福祉部)

●県内感染期

(2)-1 情報収集

県は、国内外での新型インフルエンザ等の発生状況や対策について、引き続き、国等を通じて必要な情報を収集する。

(健康福祉部)

(2)-2 サーベイランス

- ① 都道府県等は、患者数が増加した段階で新型インフルエンザ等患者等の全数把握は中止し、重症者及び死亡者に限定して情報を収集する。
(健康福祉部)
- ② 都道府県等は、学校等における集団発生の把握の強化については通常のサーベイランスに戻す。
(生活こども部、健康福祉部、教育委員会)
- ③ 県は、引き続き、県内の発生状況を、国に迅速に情報提供する。
(健康福祉部)

(2)-3 調査研究

- 都道府県等は、必要に応じ、国と連携して、県内発生患者等について感染経路や感染力、潜伏期等の情報を収集・分析する。
(健康福祉部)

(3) 情報提供・共有

□県内発生早期・県内感染期共通

(3)-1 情報提供

- ① 県は、引き続き、県民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。
(知事戦略部、地域創生部、健康福祉部)
- ② 県は、引き続き、特に、個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。
(健康福祉部、各部局)
- ③ 県は、引き続き、県民からコールセンター（新型インフルエンザ等電話相談）等に寄せられる問い合わせや市町村、医療機関等の関係機関から寄せられる情報の内容も踏まえて、県民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。
(健康福祉部)
- ④ 県は、県内感染期となった場合、それに伴い新型インフルエンザ等患者の診療体制が変更されたことを速やかに県民に周知する。
(知事戦略部、健康福祉部)

(3)-2 情報共有

- ① 県は、国、市町村や関係機関等との、インターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、対策の方針を伝達するとともに、流行や対策の状況を的確に把握する。
(健康福祉部)
- ② 県は、市町村、県医師会等の関係機関に対し、適宜、新型インフルエンザ等対策に関する情報提供や情報交換・共有、協議を行い、必要に応じて説明会を開催する。
(健康福祉部)

(3)-3 コールセンター（新型インフルエンザ等電話相談）の継続

- ① 県は、コールセンター（新型インフルエンザ等電話相談）を継続する。
(健康福祉部)
- ② 県は、市町村に対し、国が状況の変化に応じて改定したQ&Aを配布し、コールセンター（新型インフルエンザ等電話相談）の継続を要請する。
(健康福祉部)

(3)-4 医療機関相談窓口設置の継続

県は、医師会等との連携のもとに、医療機関からの相談に対応する窓口を継続する。
(健康福祉部)

(4) 予防・まん延防止

◎県内発生早期

(4)-1 県内でのまん延防止対策

(国内発生早期の県内発生早期の対応と同様)

- ① 都道府県等は、国と連携し、感染症法に基づき、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）などの措置を行う。
(健康福祉部)
- ② 都道府県等は、業界団体等を経由し、または直接住民、事業者等に対して次の要請を行う。
 - ・ 住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・口腔ケア、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
(健康福祉部)

- ・ 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。
(各部局)
 - ・ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。
(知事戦略部、生活こども部、健康福祉部、教育委員会)
 - ・ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。
(健康福祉部、県土整備部)
- ③ 都道府県等は、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。
(健康福祉部)

●県内感染期

(4)-1 県内でのまん延防止対策

- ① 都道府県等は、業界団体等を経由し、または直接県民、事業者等に対して次の要請を行う。
- ・ 住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・口腔ケア、人混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
(健康福祉部)
 - ・ 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。
(各部局)
 - ・ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業³⁴（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。
(知事戦略部、生活こども部、健康福祉部、教育委員会)
 - ・ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。
(健康福祉部、県土整備部)

³⁴ 感染が拡大するにつれて感染拡大防止の効果は低下することから、状況に応じて対策を緩和することも考えられる。

- ② 都道府県等は、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう引き続き要請する。
(健康福祉部)
- ③ 都道府県等は、国と連携し医療機関に対し、県内感染期となった場合、患者の治療を優先することから、患者との濃厚接触者（同居者を除く。）への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう要請するとともに、患者の同居者に対する予防投与については、その期待される効果を評価した上で継続の有無を決定する。
(健康福祉部)
- ④ 都道府県等は、県内感染期となった場合は、患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）は中止する。
(健康福祉部)

(4)-2 予防接種

県は、国の求めに基づいた接種に関する情報提供など、国内発生早期の対策を継続し、市町村は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。
(健康福祉部、各部局)

(4)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。対策を行うにあたっては、基本的人権を尊重することとし、県民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は、当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

- ① 県は、新型インフルエンザ等緊急事態においては、患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。
- ・ 特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。
 - ・ 特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じない学校、保育所等に対し、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。
要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。
 - ・ 特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条第9項の要請に応じない

施設に対し、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

- ② 市町村は、国内発生早期の対策を継続し、住民接種（特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種）を進める。

（健康福祉部）

（5）医療

◎県内発生早期

（5）-1 医療体制の整備

（国内発生早期の県内発生早期の対応と同様）

都道府県等は、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、帰国者・接触者外来における診療体制や、帰国者・接触者電話相談センターにおける相談体制を、海外発生期に引き続き継続する。

都道府県等は、患者等が増加してきた段階においては、必要が生じた場合又は国から要請があったときは、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行する。

（健康福祉部）

（5）-2 患者への対応等

（国内発生早期の県内発生早期の対応と同様）

- ① 都道府県等は、国と連携し、新型インフルエンザ等と診断された者に対しては、原則として、感染症法に基づき感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行う。この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する。

（健康福祉部）

- ② 都道府県等は、国と連携し、公衆衛生上、必要と判断した場合に、衛生環境研究所において、新型インフルエンザ等のPCR検査等の確定検査を行う。全ての新型インフルエンザ等患者のPCR検査等による確定診断は、患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR検査等の確定検査は重症者等に限定して行う。

（健康福祉部）

- ③ 都道府県等は、国と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。
(健康福祉部)

(5)-3 医療機関等への情報提供

県は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。
(健康福祉部)

(5)-4 抗インフルエンザウイルス薬

- ① 県は、県内感染期に備え、引き続き、国と連携し、医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。
(健康福祉部)
- ② 県は、抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を調査し、患者の発生状況を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬が必要な地域に供給されているかを確認し、県備蓄分の放出について検討する。
(健康福祉部)
- ③ 県は、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を医薬品等販売業者に指導する。
(健康福祉部)

(5)-5 医療機関・薬局における警戒活動

県は、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。
(県警本部)

●県内感染期

(5)-1 患者への対応等

- ① 都道府県等は、帰国者・接触者電話相談センター、帰国者・接触者外来及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行う。
(健康福祉部)

② 都道府県等は、入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。
(健康福祉部)

③ 都道府県等は、医師が在宅で療養する患者に対する電話による診療により新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することについて、国が示す対応方針を周知する。
(健康福祉部)

④ 都道府県等は、医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるように調整する。
(健康福祉部)

(5)-2 医療機関等への情報提供

県は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。
(健康福祉部)

(5)-3 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用

① 県は、県内の抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を調査し、患者の発生状況を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬が不足する見込みと認められた場合、県備蓄の放出を行う。
(健康福祉部)

② 県は、県備蓄分を放出しても、不足が解消しない見込みである場合は、国備蓄分の放出要請を行う。
(健康福祉部)

③ 県は、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を医薬品等販売業者に指導する。
(健康福祉部)

(5)-4 在宅で療養する患者への支援

県は、市町村に対し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行うよう、要請する。
(健康福祉部)

(5)-5 医療機関・薬局における警戒活動

県は、引き続き、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。

(警察本部)

(5)-6 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

① 医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。

② 都道府県等は、国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。

(健康福祉部)

(6) 国民生活及び国民経済の安定の確保**□県内発生早期・県内感染期共通****(6)-1 県の業務継続**

県は、必要に応じ、県の『業務継続マニュアル』に基づく対応をとる。

(各部局)

(6)-2 市町村の対策の支援

県は、市町村の対策の状況を把握し、必要に応じ支援を行う。

(各行政県税事務所)

(6)-3 事業者の対応

① 県は、県内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を講じるよう要請する。

(各部局)

- ② 県は、事業者からの相談（医療に関するものを除く。）に対応し、必要に応じて可能な支援を行う。

（各部局）

(6)-4 県民・事業者への呼びかけ

県は、県民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

（生活こども部、農政部、産業経済部、各部局）

(6)-5 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

① 業務の継続等

- ・ 指定（地方）公共機関及び特定接種の実施状況に応じ登録事業者は、事業の継続を行う。

（各部局）

- ・ 県は、各事業者における事業継続の状況や新型インフルエンザ等による従業員の罹患状況等を確認し、必要な対策を速やかに検討する。

（各部局）

② 電気及びガス並びに水の安定供給

国内発生早期の記載を参照

③ 運送・通信・郵便の確保

国内発生早期の記載を参照

④ サービス水準に係る県民への呼びかけ

県は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、県民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

（各部局）

⑤ 緊急物資の運送等

国内発生早期の記載を参照

⑥ 物資の売渡しの要請等

- ・ 県は、対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。なお、新型インフルエンザ等緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、必要に応じ、物資を収用する。
- ・ 県は、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる。

⑦ 生活関連物資等の価格の安定等

- ・ 国、県、市町村は、国民生活及び国民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

(生活こども部、農政部、産業経済部、各部局)

- ・ 国、県、市町村は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、県民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、県民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

(生活こども部、農政部、産業経済部、各部局)

- ・ 国、県、市町村は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、適切な措置を講ずる。

(生活こども部、農政部、産業経済部、各部局)

⑧ 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

県は、市町村に対し、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行うよう要請する。

(健康福祉部)

⑨ 犯罪の予防・取締り

国内発生早期の記載を参照。

⑩ 埋葬・火葬の特例等

- ・ 県は、市町村に対し、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう、要請する。

(健康福祉部)

- 県は、市町村に対し、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するよう要請する。
(健康福祉部)
- 県は、市町村に対し、国が定める埋葬及び火葬の手続の特例を周知する。
(健康福祉部)
- 県は、遺体の埋葬・火葬について、墓地、火葬場等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送手配等を実施する。
(健康福祉部)

小康期
予想される状況
○新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 ○大流行は一旦終息している状況。
対策の目標
1) 国民生活・国民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
対策の考え方
1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。 2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について県民に情報提供する。 3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。 4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(1) 実施体制

(1)-1 緊急事態解除宣言

国において、「新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるとき」とは、具体的には、

- ・ 患者数、ワクチン接種者数等から、国民の多くが新型インフルエンザ等に対する免疫を獲得したと考えられる場合
- ・ 患者数が減少し、医療提供の限界内におさまり、社会経済活動が通常ベースで営まれるようになった場合
- ・ 症例が積み重なってきた段階で、当初想定したよりも、新規患者数、重症化・死亡する患者数が少なく、医療提供の限界内に抑えられる見込みがたった場合

などであり、国内外の流行状況、国民生活・国民経済の状況等を総合的に勘案し、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、政府対策本部長が速やかに決定する。

(1)-2 対策の評価・見直し

県は、これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、政府行動計画、ガイドラインの見直し等を踏まえ、県行動計画等の見直しを行う。

(各部局)

(1)-3 実施体制

- ① 県は、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、必要に応じ、対策本部会議、幹事会、有識者会議を開催し、第二波に備え必要な対策・措置や具体的な取組みを検討する。
- ② 県は、必要に応じ事務局体制を縮小する。
- ③ 県は、必要に応じ、現地対策本部会議、地域対策会議を開催し、地域において必要な対策措置や具体的な取組みを準備・実施する。
(各行政県税事務所・保健福祉事務所)

(1)-4 県対策本部、市町村対策本部の廃止

県は、政府対策本部が廃止された時は、また、市町村は、緊急事態解除宣言がされた時は、速やかに県対策本部又は市町村対策本部を廃止する。

(2) サーベイランス・情報収集

(2)-1 情報収集

県は、国内外での新型インフルエンザ等の発生状況や対策について、国等を通じて必要な情報を収集する。
(健康福祉部)

(2)-2 サーベイランス

- ① 都道府県等は、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを継続する。
(健康福祉部)
- ② 都道府県等は、再流行を早期に探知するため、学校等での新型インフルエンザ等の集団発生の把握を強化する。
(生活こども部、健康福祉部、教育委員会)

(3) 情報提供・共有

(3)-1 情報提供

- ① 県は、引き続き、県民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。
(知事戦略部、地域創生部、健康福祉部)
- ② 県は、県民からコールセンター（新型インフルエンザ等電話相談）等に寄せられた問い合わせ、市町村や医療機関等の関係機関から寄せられた情報等を取りまとめ、情報提供のあり方を評価し、見直しを行う。
(健康福祉部)

(3)-2 情報共有

県は、市町村や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を伝達し、現場での状況を把握する。

(健康福祉部)

(3)-3 コールセンター（新型インフルエンザ等電話相談）の体制の縮小

県は、状況を見ながら、県のコールセンター（新型インフルエンザ等電話相談）を縮小するとともに、市町村に対しコールセンター（新型インフルエンザ等電話相談）の体制の縮小を要請する。

(健康福祉部)

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 予防接種

市町村は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

(健康福祉部)

(4)-2 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、必要に応じ、市町村は、国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく、予防接種法第6条第1項に規定する住民に対する予防接種（臨時の予防接種）を進める。

(5) 医療

(5)-1 医療体制

都道府県等は、国と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。

(健康福祉部)

(5)-2 抗インフルエンザウイルス薬

① 県は、国が作成する適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療指針を医療機関に周知する。

(健康福祉部)

② 県は、流行の第二波に備え、必要に応じ、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行う。

(健康福祉部)

(5)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置

県は、必要に応じ、国内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。

(6) 国民生活及び国民経済の安定の確保

(6)-1 県の業務継続

県は、必要に応じ、県の『業務継続マニュアル』に基づく対応をとる。
(各部局)

(6)-2 市町村・事業者への支援

県は、市町村、事業者の被害状況を確認し、必要に応じて支援を行う。
(各部局、各行政県税事務所)

(6)-3 県民・事業者への呼びかけ

県は、必要に応じ、引き続き県民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品・生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように要請する。

(生活こども部、農政部、産業経済部、各部局)

(6)-4 緊急事態宣言がされている場合の措置

① 業務の再開

- 県は、県内の事業者に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。

(各部局)

- 県は、指定（地方）公共機関及び登録事業者に対し、これまでの被害状況等の確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、必要な支援を行う。

(各部局)

② 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

- 県は、県内の状況等を踏まえ、国内感染期で講じた措置を継続し、また、合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

(各部局)

- 市町村、指定（地方）公共機関は、国及び県と連携し、国内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

(健康福祉部、関係部局)

【用語解説】

※アイウエオ順

○インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素(HA)とノイラミニダーゼ(NA)という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。(いわゆるA/H1N1、A/H3N2というのは、これらの亜型を指している。)

○感染症指定医療機関

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関(県内で指定されている医療機関はない。)、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

- *特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。
- *第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
- *第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
- *結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所(これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。)又は薬局。

○感染症病床

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床である。

○帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。

都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者

外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

○帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

○抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○个人防护具（Personal Protective Equipment : PPE）

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

○サーベイランス

見張り、監視制度という意味。疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

○指定届出機関

感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所として、都道府県知事が指定したもの。

○死亡率（Mortality Rate）

ここでは、人口10万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等に罹患して死亡した者の数。

○住民接種

緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

○新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○新型インフルエンザ（A/H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009

2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、2011年（平成23年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

○新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○人工呼吸器

呼吸状態の悪化等が認められる場合に、患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助けるための装置。

○積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

○致命率（Case Fatality Rate）

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

○特定接種

特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保

するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

○トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

○濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」）が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

○発病率（Attack Rate）

新型インフルエンザの場合は、全ての人が新型インフルエンザのウイルスに曝露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合。

○パンデミック

感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

○病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

○プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国ではH5N1亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

○PCR（Polymerase Chain Reaction：ポリメラーゼ連鎖反応）

DNAを、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大

量に増幅させる方法。ごく微量のDNAであっても検出が可能のため、病原体の検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスがRNAウイルスであるため、逆転写酵素 (Reverse Transcriptase) を用いてDNAに変換した後にPCRを行うRT-PCRが実施されている。

特定接種の対象となり得る業種・職務について

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるが、発生時に速やかに接種体制を整備するために、基本的な考え方を以下のとおり整理した。

(1) 特定接種の登録事業者

A 医療分野

(A-1：新型インフルエンザ等医療型、A-2：重大・緊急医療型)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
新型インフルエンザ等医療型	A-1	新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等により患していると疑うに足りる正当な理由のある者に対して、新型インフルエンザ等に関する医療の提供を行う病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション	新型インフルエンザ等医療の提供	厚生労働省
重大・緊急医療型	A-2	救命救急センター、災害拠点病院、公立病院、地域医療支援病院、国立ハンセン病療養所、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、独立行政法人国立病院機構の病院、独立行政法人労働者健康安全機構の病院、独立行政法人地域医療機能推進機構の病院、日本赤十字病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院、厚生農業協同組合連合会の病院、社会福祉法人北海道社会事業協会の病院、大学附属病院、二次救急医療機関、救急告示医療機関、分娩を行う医療機関、透析を行う医療機関	生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供	厚生労働省

(注1) 重大緊急医療型小分類には、公立の医療機関も含め記載。

B 国民生活・国民経済安定分野

(B-1: 介護・福祉型、B-2: 指定公共機関型、B-3: 指定公共機関同類型、
B-4: 社会インフラ型、B-5: その他)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
社会保険・社会福祉・介護事業	B-1	介護保険施設 (A-1 に分類されるものを除く。)、指定居宅サービス事業、指定地域密着型サービス事業、老人福祉施設、有料老人ホーム、障害福祉サービス事業、障害者支援施設、障害児入所支援施設、救護施設、児童福祉施設	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉サービスの提供	厚生労働省
医薬品・化粧品等卸売業	B-2 B-3	医薬品卸売販売業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品又は体外診断用医薬品の販売	厚生労働省
医薬品製造業	B-2 B-3	医薬品製造販売業 医薬品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の生産	厚生労働省
体外診断用医薬品製造業	B-2 B-3	体外診断用医薬品製造販売業 体外診断用医薬品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な体外診断用医薬品の生産	厚生労働省
医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器貸与業	B-2 B-3	医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器貸与業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の販売	厚生労働省
医療機器製造業	B-2 B-3	医療機器製造販売業 医療機器製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の生産	厚生労働省
業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁

再生医療等製品販売業	B-2 B-3	再生医療等製品販売業	新型インフルエンザ等発生時における必要な再生医療等製品の販売	厚生労働省
再生医療等製品製造業	B-2 B-3	再生医療等製品製造販売業 再生医療等製品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な再生医療等製品の生産	厚生労働省
ガス業	B-2 B-3	ガス業	新型インフルエンザ等発生時における必要なガスの安定的・適切な供給	経済産業省
銀行業	B-2	中央銀行	新型インフルエンザ等発生時における必要な通貨および金融の安定	財務省
空港管理者	B-2 B-3	空港機能施設事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の航空機による運送確保のための空港運用	国土交通省
航空運輸業	B-2 B-3	航空運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	国土交通省
水運業	B-2 B-3	外航海運業 沿海海運業 内陸水運業 船舶貸渡業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資（特措法施行令第14条で定める医薬品、食品、医療機器その他衛生用品、燃料をいう。以下同じ。）の運送業務	国土交通省
通信業	B-2 B-3	固定電気通信業 移動電気通信業	新型インフルエンザ等発生時における必要な通信の確保	総務省
鉄道業	B-2 B-3	鉄道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	国土交通省
電気業	B-2 B-3	電気業	新型インフルエンザ等発生時における必要な電気の安定的・適切な供給	経済産業省
業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
道路貨物運送業	B-2 B-3	一般貨物自動車運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資	国土交通省

			の運送	
道路旅客 運送業	B-2 B-3	一般乗合旅客自動車 運送業 患者等搬送事業	新型インフルエンザ等発生 時における必要な旅客の運 送	国土交通 省
放送業	B-2 B-3	公共放送業 民間放送業	新型インフルエンザ等発生 時における国民への情報提 供	総務省
郵便業	B-2 B-3	郵便	新型インフルエンザ等発生 時における郵便の確保	総務省
映像・音 声・文字情 報制作業	B-3	新聞業	新型インフルエンザ等発生 時における国民への情報提 供	経済産業 省
銀行業	B-3	銀行 中小企業等金融業 農林水産金融業 政府関係金融機関	新型インフルエンザ等発生 時における必要な資金決済 及び資金の円滑な供給	金融庁 内閣府 経済産業 省、農林 水産省 財務省 厚生労働 省
河川管 理・用水供 給業	—	河川管理・用水供給 業	新型インフルエンザ等発生 時における必要な水道、工業 用水の安定的・適切な供給に 必要な水源及び送水施設の 管理	国土交通 省
工業用 水道業	—	工業用水道業	新型インフルエンザ等発生 時における必要な工業用水 の安定的・適切な供給	経済産業 省
下水道業	—	下水道処理施設維持 管理業 下水道管路施設維持 管理業	新型インフルエンザ等発生 時における下水道の適切な 運営	国土交通 省
上水道業	—	上水道業	新型インフルエンザ等発生 時における必要な水道水の 安定的・適切な供給	厚生労働 省
業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁

金融証券 決済事業者	B-4	全国銀行資金決済ネットワーク、金融決済システム 金融商品取引所等、 金融商品取引清算機関、振替機関	新型インフルエンザ等発生時における金融システムの維持	金融庁
石油・鉱物 卸売業	B-4	石油卸売業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品（LPガスを含む）の供給	経済産業省
石油製品・石炭製品製造業	B-4	石油精製業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品の製造	経済産業省
熱供給業	B-4	熱供給業	新型インフルエンザ等発生時における熱供給	経済産業省
飲食料品 小売業	B-5	各種食料品小売業 食料品スーパー コンビニエンスストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品（缶詰・農産保存食料品、精穀・精粉、パン・菓子、レトルト食品、冷凍食品、めん類、育児用調整粉乳をいう。以下同じ。）の販売	農林水産省 経済産業省
各種商品 小売業	B-5	百貨店・総合スーパー	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品、生活必需品（石けん、洗剤、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、シャンプー、ごみビニール袋、衛生用品をいう。以下同じ。）の販売	経済産業省
食料品製造業	B-5	缶詰・農産保存食料品製造業、精穀・製粉業、パン・菓子製造業、レトルト食品製造業、冷凍食品製造業、めん類製造業 処理牛乳・乳飲料製造業（育児用調整粉乳に限る。）	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品の供給	農林水産省
業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁

飲食料品卸売業	B-5	食料・飲料卸売業 卸売市場関係者	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品及び食料品を製造するための原材料の供給	農林水産省
石油事業者	B-5	燃料小売業（LPガス、ガソリンスタンド）	新型インフルエンザ等発生時におけるLPガス、石油製品の供給	経済産業省
その他の生活関連サービス業	B-5	火葬・墓地管理業	火葬の実施	厚生労働省
	B-5	冠婚葬祭業	遺体の死後処置	経済産業省
その他小売業	B-5	ドラッグストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の生活必需品の販売	経済産業省
廃棄物処理業	B-5	産業廃棄物処理業	医療廃棄物の処理	環境省

(注2) 業種名は、原則として日本標準産業分類上の整理とする。

(注3) 上記の標準産業分類には該当しないが、特定接種対象業種と同様の社会的役割を担う事業所については同様の社会的役割を担っている日本標準産業分類に該当する事業所として整理する。

(2) 特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当する者である。

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務
(=新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務)

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

区分3：民間の登録事業者と同様の職務

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
政府対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	内閣官房
政府対策本部の事務	区分1	内閣官房
政府が行う意思決定・重要政策の企画立案に関わる業務、閣議関係事務	区分1	内閣官房
政府対策本部の意思決定に必要な専門的知見の提供	区分1	内閣官房
各府省庁の意思決定・総合調整に関する事務（秘書業務を含む。）	区分1	各府省庁
特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
各府省庁の新型インフルエンザ等対策の中核を担う本部事務 具体的な考え方は、以下のとおり ・対策本部構成員、幹事会構成員、事務局員のみを対象 ・事務局員については、新型インフルエンザ等対策事務局事務に専従する者のみ	区分1	各府省庁
諸外国との連絡調整、在外邦人支援	区分1	外務省
検疫・動物検疫・入国管理・税関の強化 （検疫実施空港・港における水際対策・検疫事務）	区分1	厚生労働省 農林水産省 法務省 財務省
国内外の情報収集・検査体制の整備・ワクチン製造株の開発・作製	区分1	厚生労働省
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（行政府）	区分1	内閣法制局
都道府県対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	県
都道府県対策本部の事務	区分1	県
市町村対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	市町村
市町村対策本部の事務	区分1	市町村
新型インフルエンザウイルス性状解析、抗原解析、遺伝子解析、発生流行状況の把握	区分1	県
住民への予防接種、帰国者・接触者外来の運営、疫学的調査、検体の採取	区分1	県・市町村

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
新型インフルエンザ等対策に必要な法律の制定・改正、 予算の議決、国会報告に係る審議（秘書業務を含む。）	区分1	—
新型インフルエンザ等対策に必要な都道府県、市町村の 予算の議決、議会への報告	区分1	県・市町村
国会の運営	区分1	—
地方議会の運営	区分1	県・市町村
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（立法府）	区分1	—

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
令状発付に関する事務	区分2	—
勾留請求、勾留状の執行指揮等に関する事務	区分2	法務省
刑事施設等（刑務所、拘置所、少年刑務所、少年 院、少年鑑別所）の保安警備	区分2	法務省
医療施設等の周辺における警戒活動等犯罪の予 防・検挙等の第一線の警察活動	区分1 区分2	警察庁
救急 消火、救助等	区分1 区分2	消防庁
事件・事故等への対応及びそれらを未然に防止す るため船艇・航空機等の運用、船舶交通のための 信号等の維持	区分1 区分2	海上保安庁
防衛医科大学校病院及び各自衛隊病院等における 診断・治療 家きんに対する防疫対策、在外邦人の輸送、医官 等による検疫支援、緊急物資等の輸送 その他、第一線（部隊等）において国家の危機に 即応して対処する事務 自衛隊の指揮監督	区分1 区分2	防衛省
国家の危機管理に関する事務	区分2	内閣官房 各府省庁

区分3：民間の登録事業者と同様の業務

(1) の新型インフルエンザ等医療型、重大・緊急医療型、社会保険・社会福祉・介護事業、電気業、ガス業、鉄道業、道路旅客運送業、航空運送業若しくは空港管理者（管制業務を含む。）、火葬・墓地管理業、産業廃棄物処理業、上水道業、河川管理・用水供給業、工業用水道業、下水道処理施設維持管理業及び下水道管路施設維持管理業と同様の社会的役割を担う職務